

平成 26 年 度 第 3 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 平成 27 年 2 月 19 日 (木)
午後 4 時 30 分～
会 場 宇都宮市役所 1 4 階
1 4 A 会議室

1 開 会

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 国民健康保険制度を巡る国の議論の動向 . . . 資料 1

2 議 事

- (1) 協議事項
 - ・協議第 1 号 「宇都宮市国保経営改革プラン」(案) について
- (2) 報告事項
 - ・報告第 1 号 国保アクションプラン 26 の取組状況と
国保アクションプラン 27 の主な取組 (案) について
 - ・報告第 2 号 平成 27 年度 国民健康保険特別会計当初予算 (案) の
概要について
- (3) そ の 他

3 そ の 他

4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	保坂 寿	市議会議員
	荒川 恒男	〃
	山口 ゆりえ	市商工会議所青年部
	鹿野 順子	〃 女性部理事
	大森 澄雄	市農業委員会 会長職務代理者
	山角 庸岐	公募委員
	吉澤 勝	〃
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師 代表	稲野 秀孝	市医師会会長
	吉田 良二	市医師会副会長
	齋藤 公司	〃
	菊池 進一	〃
	北條 茂男	市歯科医師会会長
	赤沼 岩男	市歯科医師会副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会理事
第3号委員 公益代表	高橋 美幸	市議会議員
	塚田 典功	〃
	◎金子 和義	〃
	○岡地 和男	市社会福祉協議会 事務局長
	山口 建一	市民生委員児童委員協議会会長
	山口 裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員
	笹川 陽子	宇都宮共和大 教員専任講師
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	栗田 昭治	全国健康保険協会栃木支部 支部長
	郷 孝夫	栃木県市町村職員共済組合 事務局局長
	野中 貞明	栃木県トラック健康保険組合 常務理事

◎:会長

○:会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
川中子 武保	保健福祉部長
須藤 浩二	保健福祉部次長
小久保 雅司	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
橋本 一守	保健福祉部保険年金課長 ※1
大野 貴司	保健福祉部保険年金課長補佐
薄井 季之	保険年金課管理グループ係長
西田 真実	保険年金課国保給付グループ係長
高栖 守能	保険年金課国保税グループ係長
大塚 伸昭	保険年金課収納グループ係長
中村 正基	保険年金課滞納整理グループ係長
関本 耕司	保険年金課管理グループ総括主査 ※2
小井川 雅美	保険年金課国保給付グループ総括主査
高賀 茂 泉	保険年金課国保税グループ総括主査
古川 信也	保険年金課収納グループ総括主査
大山 剛	保険年金課滞納整理グループ総括主査
鈴木 裕之	保健福祉部健康増進課長
齋藤 順子	健康増進課健康づくりグループ係長
岡田 美穂子	健康増進課健康診査グループ係長
大川 理恵子	健康増進課健康づくりグループ総括主査

※1 書記長

※2 書記

国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

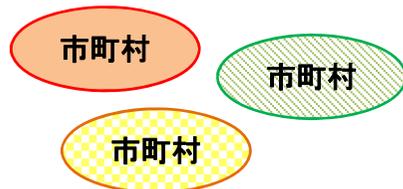
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

平成27年1月13日
社会保障制度改革推進本部決定

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・保険料負担の平準化を更に進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

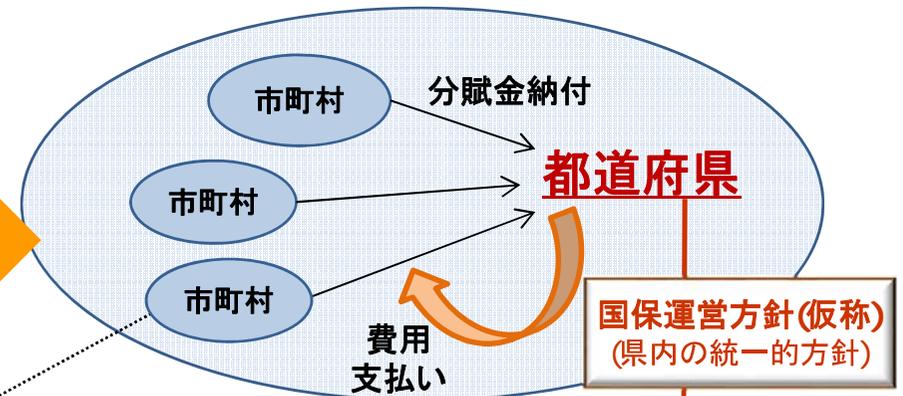
○市町村は、地域住民と直接顔の見える関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営



- ・国の財政支援の拡充
- ・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

【改革後】都道府県が中心的役割



（構造的な課題）

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

- ・資格管理（被保険者証等の発行）
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの
※事務の平準化、効率化、広域化を進める

○引き続き、地方との協議を進める

- ・財政運営責任（提供体制と双方に責任発揮）
- ・市町村ごとの分賦金決定
市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の平準化、効率化、広域化を促進

※国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

第2回国保運営協議会における「国保経営改革プランの改定」にかかる 主な意見とその対応

1 保険税収納率の向上についての主な意見

- 周知啓発が必要
- 相談体制の強化や臨戸訪問による納税意識の高揚が必要

⇒ 各種機会を捉えた周知啓発や夜間休日における納税相談の実施により対応しているが、今後とも更なる意識啓発に努める。

2 医療費の適正化についての主な意見

- 薬局窓口でのジェネリック医薬品の説明・勧奨が必要

⇒ 「ジェネリック医薬品お願いカード」の配布とともに、医療機関と連携しながら更なる普及促進を図る。

3 保健事業の充実についての主な意見

- 生活習慣病対策は幼少期から必要
- 歯周病予防が重要
- ポピュレーションアプローチが重要
- 疾病予防対策関連事業と本計画の関連性を示すことが必要

⇒ 国保だけでなく全庁的に取り組む事業として別掲（別紙2参照）にて示す。

4 目標達成に向けた取組についての主な意見

- 目標達成に向けて、具体的にどのような取組を持って達成しようとしているのか数値目標と道筋を示すことが必要

⇒ 収納率の向上及び医療費の適正化の目標達成に向けて各種取組の推進を図る。（参考資料2・3参照）

協議第 1 号

「宇都宮市国保経営改革プラン」(案) について

◎ 趣 旨

「宇都宮市国保経営改革プラン」(案) がまとまったことから、その内容について協議するもの

1 改定の考え方 …第 2 回運営協議会での了承事項 (※下線部は変更点)

- ・ 本市国保財政の健全化に当たっては、平成 25 年度に本市国民健康保険運営協議会から提出された国保財政健全化策についての答申等に基づき、これまで取り組んできた収納率の向上や医療費の適正化等に不断に取り組むことが必要であることから、現行計画の取組の継続を基本としつつ、よりの確に本市国保を取り巻く現状・課題に対応できる計画とするため、現状・課題の整理、施策目標の更新及び施策・事業の充実を行い、現行計画を改定する。
- ・ また、今後、平成 30 年度に保険者が県へ移行され、その時点で計画を大幅に見直すことが想定されることから、計画期間を平成 29 年度まで延伸する。

2 策定経過

平成 26 年 6 月～庁内会議開催 (関係課会議, 検討部会・検討委員会)

7・10 月 宇都宮市国民健康保険運営協議会開催

3 改定計画の概要

(1) 位置付け

- ・ 第 5 次宇都宮市総合計画改定基本計画の分野別計画「市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」に掲げる基本施策「保険・医療サービスの質を高める」を構成する「医療保険制度の適正な運営」を実現するための計画《関連計画等》

宇都宮市国民健康保険特定健康診査等実施計画

第 2 次健康うつのみや 2 1

栃木県医療費適正化計画 (2 期計画)

(2) 計画期間

- ・ 平成 22 年度から平成 29 年度までの 8 年間 (現行計画を延伸)

(3) 計画の内容（協議事項）

- ・ 宇都宮市国保経営改革プラン（案）概要版 …別紙 1

4 今後のスケジュール

平成 27 年 3 月 計画策定

◎ 現状と課題の整理

1 策定の趣旨

- (1) 策定の背景
医療費が増加する中、保険税収が伸び悩み、給付基金も減少するなど、国保財政の状況はますます厳しい状況に置かれている。
- (2) 策定の目的
本市の国民健康保険を将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度として維持していくため、より一層の経営努力に取り組む。
- (3) 計画期間
平成 22 年度から平成 29 年度までの 8 年間
- (4) アクションプランの策定
本計画を推進するため、「国保アクションプラン」を毎年度策定する。

2 国保を取り巻く環境

- (1) 制度の構造的な問題
国保は、構造的に保険税負担能力の低い無職者や低所得者が多く加入していることや、被保険者の高齢化、医療技術の高度化などによって医療費が増加していることなどから、財政基盤が脆弱
- (2) 医療制度改革
平成 20 年度に老人保健制度が廃止となり、替わって後期高齢者医療制度が創設され、75 歳以上（一定の障がいがある場合は 65 歳以上）の被保険者の同制度への移行や後期高齢者支援金の負担が発生。また、各医療保険者に 40 歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査・特定保健指導が義務付け
- (3) 保険者の都道府県への移行
「プログラム法」が成立 (H25.12) し、平成 29 年度を目途に、国民健康保険の保険者を都道府県へ移行することなどが示された。保険者である市町村は、今後の国等の議論を注視しながら、移行に向けて引き続き財政の安定化を図ることが必要

3-1 本市国保の現状

- (1) 世帯数・被保険者
・経済情勢は回復の兆しが見え始め、雇用情勢も緩やかに持ち直しつつあるが、依然、国保加入者は被用者保険からの加入者が多く、無所得者等の低所得者層が増加。
・課税世帯構成は、200 万円以下世帯が 75→78%。世帯主年齢層は 60 歳以上が 52.8%→61.3%。現年度収納率は世帯主年齢に比例して高い。
・世帯数は、平成 20 年度以降ほぼ横ばい、被保険者数は僅かに減少する一方、「前期高齢者」は年々増加傾向。国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計では、平成 32 年度に 39 歳までの人口は減少傾向、40 歳以上は増大の見込み。
- (2) 保険税の税率等の改定状況
・税率は基本的に 2 年ごとに見直し。最近では平成 26 年度に改定。平成 20 年度に資産割廃止。平成 20 年度から後期高齢者支援金分が課税開始。
- (3) 保険税の賦課状況
・リーマンショック後に課税額、1 世帯当たり課税額、1 人当たり課税額とも減少傾向。平成 25 年度に課税額はやや持ち直し、平成 26 年度には、課税額、1 世帯当たり課税額、1 人当たり課税額とも増加。
- (4) 歳入・歳出決算額等の推移
・被保険者の高齢化等に伴う医療給付費や後期高齢者医療制度等への拠出金の増加に伴い、国・県からの支出金も増加しているなど、歳入・歳出の決算規模は年々増大。
・国保給付基金は、平成 20 年度には約 2 億円に減少し、保険給付などへの活用が困難な状況。

3-2 現行計画 (H22~26) の実績と評価 →参考 1 参照

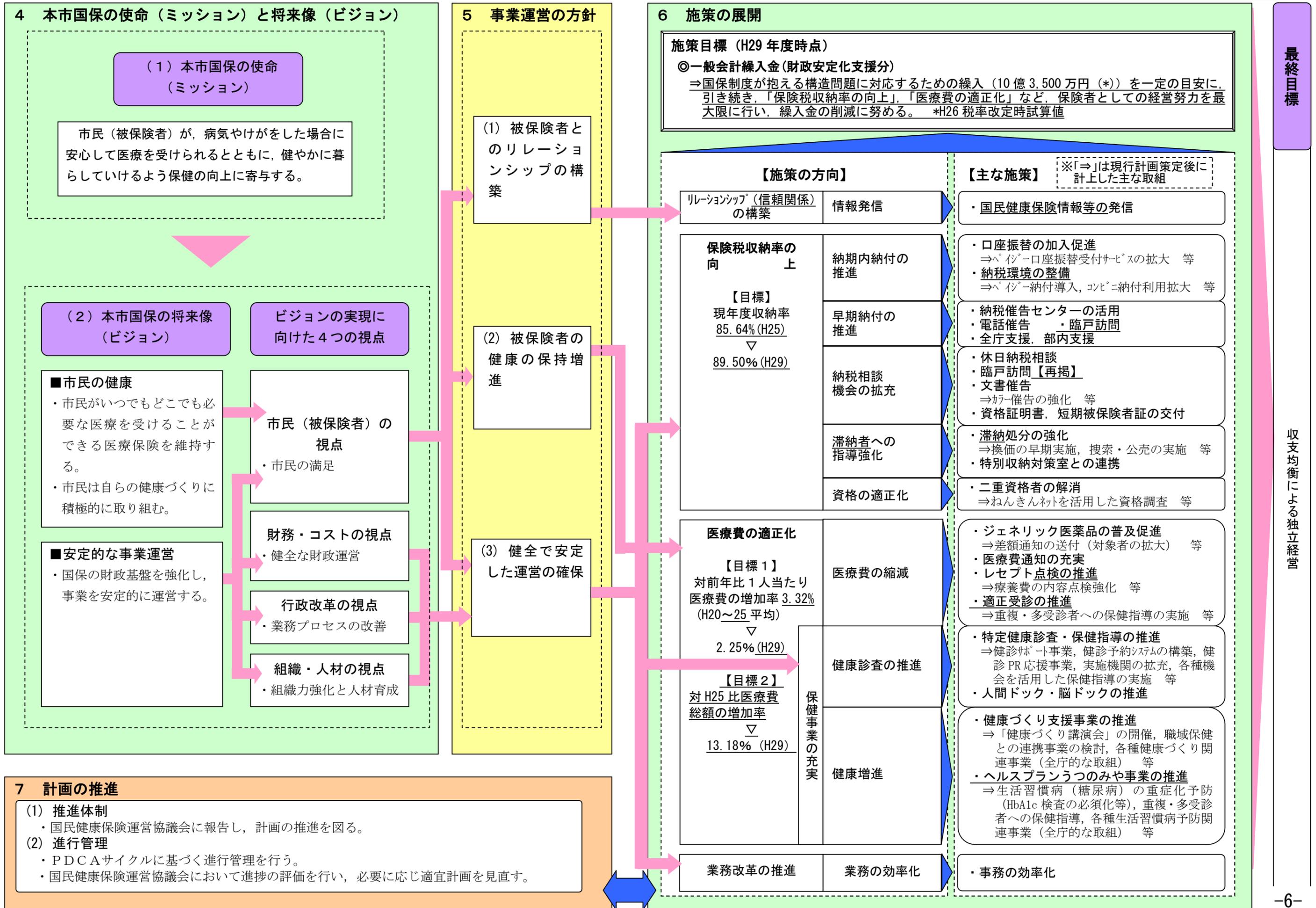
- 【計画(施策)の目標】
- (1) 一般会計繰入金(財政安定化支援分)
H26 目標値： 3 億 3 千万円 (21 年度比 50%を目標に設定) H25 実績： 1 億 2 千万円 (※実質ベース)
⇒目標は未達成であり、引き続き繰入金の削減に努めることが必要
※国の臨時的な財政支援を入れない場合。入れた場合は 3 億 6 千万円の繰入金となる。
 - (2) 現年度収納率
H26 目標値： 88.00% (*) H25 実績： 85.64%
*平成 25 年度国民健康保険運営協議会において、それまでの実績に基づき、平成 26 年度の目標を 87.00%に見直し
⇒目標を下回っており、引き続き収納率の向上を図ることが必要
※現年度分は、平成 22 年度以降、滞納繰越分は 23 年度以降向上(滞納繰越分の収納率は中核市中 4 位、滞納繰越額は年々減少)
- 【主な取組の実績と評価】
- ・口座振替キャンペーンの実施やコンビニ納付の実施などにより、口座振替加入率は増加し、納期内納付の推進が図られているが、更なる推進に向け、納税環境の充実を図ることが必要
 - ・納税催告センターの活用や休日納税相談・電話催告などにより、徴収実績が向上しており、引き続き、取組を推進することが必要
- (3) 医療費の適正化(市民(被保険者)1人当たり医療費の増加率(対前年比))
H26 目標値： 2.25% (H16~18 平均実績の半減を目標に設定) H25 実績： 4.58%
⇒目標は未達成であり、引き続き医療費適正化に努めることが必要
※医療給付費は、平成 25 年度では約 335 (※287 (H20)) 億円であり、被保険者数とほぼ同水準で推移しているが、被保険者の高齢化(1 人当たり医療費は 70~74 歳が最も高い)や医療技術の高度化などにより、一人当たり医療費は年々増加し、平成 25 年度では 302,239 (※258,265 (H20)) 円
- 【主な取組の実績と評価】
- ・ジェネリック医薬品差額通知の発送やレセプト点検の推進、重複・多受診者に対する保健指導などにより、医療費削減が図られており、今後は、疾病分類別統計で医療費全体の約 40%を占める生活習慣病の未然予防が必要
 - ・特定健診・保健指導や人間ドック・脳ドックの受診勧奨促進などにより、受診率は年々向上しており、より一層の受診率向上に向け、受診機会の拡充や受診促進キャンペーンの充実を図ることが必要

3-3 課題の総括

- 1 収納率の向上(現年度)
 - ・これまでの各種収納対策の強化により、収納率は着実に向上しているが、被保険者の負担の公平性の観点から、今後も引き続き、収納率の向上を図ることが必要
 - ・また、本市の収納率は、中核市他市と比較すると、現年度分が下位の方であり、納税意識の高揚などによる滞納の抑制や納付環境の整備、指導強化などによるより一層の滞納処分の強化などの対策が必要
- 2 医療費の適正化と保健事業の推進
 - ・受診勧奨や健診体制の充実により、特定健診・保健指導の受診率は着実に向上しているが、今後も医療費の適正化に向け、受診勧奨等の取組により、生活習慣病の早期発見・予防に努める必要がある。
 - ・今後、1 人当たり医療費の高い年代が増加することを踏まえ、生活習慣病にかかる前の取組として、健康を保持増進する各種健康づくり事業や、健診データ等を活用した重症化予防の対策が必要
- 3 国保財政の健全化
 - ・保険者(市)の責務として、現在の国保財政の収支均衡を図り、将来にわたり市民が安心して医療を受けることができる環境を整備するためには、国保事業の安定的な運営を図るための財政の健全化が必要

◎ 施策の展開

※下線は現行計画との変更点



◎ 施策体系

施策目標	施策の方向 ※「下線」は変更内容	施策 ※「下線」は変更内容	取組 ※「◎」は現行計画策定後に計上した取組	取組内容 ※「下線」は現行計画策定後に拡充されたもの(うち、【新規】、【拡充】はH27以降に取り組むもの)	
ア 保険税収納率の向上 【目標】 現年度収納率 89.50%(H29)	収 納 率 向 上 に 向 け た 取 組	納期内納付の推進	口座振替の加入促進	・加入キャンペーンの実施拡大 ◎ペイジー口座振替受付サービスの拡大 ・未加入者への口座振替申込書の送付 ・窓口等での加入勧奨(新規加入者, 滞納者 等)	・【 拡充 】キャンペーン期間を拡大し, 新規加入者に宇都宮の特産品等を抽選で贈呈 ・本庁窓口や 出先機関等 でのペイジー端末機による口座振替の受付 ・口座振替未加入者を対象として各種郵送物に口座振替申込書を同封(【 拡充 】送付回数の増加) ・国保加入手続きや納税相談時における勧奨 ・広報紙やホームページの周知啓発
			納税環境の整備	◎ペイジー納付の導入, コンビニ納付の利用拡大	・【 新規 】銀行ATMやパソコン, 携帯電話を利用した納付(ペイジー納付)の実現(すべての納付書による納付が可能) ・【 拡充 】最寄のコンビニエンスストアからの納付(コンビニ納付)の実現(納期未到来に加えて納期限後の納付書による納付が可能) ・【 新規 】金融機関と連携したPRの実施(ペイジー納付)
		早期納付の推進	納税催告センターの活用	・電話・文書催告の強化	・現年度滞納者への全件催告や夜間・休日電話催告(【 拡充 】休日電話催告件数の増加) ・電話催告不在者への文書催告の強化(実施件数の増加)
			電話催告	・職員による電話催告 ◎滞納処分を前提とした納税指導	・納税催告センターで接触できなかった納税者等への職員による平日・休日・夜間電話催告の強化(実施件数の増加, 納税指導の強化) ・現年度滞納者であっても納付資金がある場合には滞納処分を前提とした指導を実施
			全庁支援・部内支援	・電話催告, 臨戸訪問の実施	・「市税等収納対策本部」の協力による全庁支援と保健福祉部の協力による部内支援により滞納者への電話催告等を実施
			臨戸訪問	・土日中心の臨戸訪問 ・定期的な平日臨戸訪問	・納税者が在宅している可能性の高い土・日曜日中心の臨戸訪問 ・月ごとに地区を定めた定期的な臨戸訪問(訪問件数の増加)
		納税相談機会の拡充	休日納税相談	・休日納税相談の実施	・平日の来庁が困難な納税者への休日納税相談の実施
			臨戸訪問【再掲】	・土日中心の臨戸訪問 ・定期的な平日臨戸訪問	・納税者が在宅している可能性の高い土・日曜日中心の臨戸訪問 ・月ごとに地区を定めた定期的な臨戸訪問(訪問件数の増加)
			文書催告	・カー催告の実施	・滞納状況等に応じた特別催告(カー催告書)の送付による滞納者との接触機会の確保及び適切な納税指導の実施 ・ 現年度のみ の滞納者への 早期カー催告の実施
			資格証明書, 短期被保険者証の交付	・資格証明書の交付 ・短期被保険者証の交付	・納期限から1年を超え, 納付や相談がない滞納者へ交付 ・納期限から1年を超える滞納者のうち, 一定期間継続的な納付がある場合及び, 子どもや緊急的な特別な事情がある場合に交付
		滞納者への指導強化	滞納処分の強化	・差押執行の強化 ◎搜索・公売の実施	・長期・高額滞納者に対する不動産や預金債権, 給与振込口座, 給与債権 などの差押執行及び 換価の早期実施 ・ 現年度のみ の滞納者に対しても 差押, 換価を早期実施
				特別収納対策室との連携	・「特別収納対策室」による一体的徴収
		資格の適正化	二重資格者の解消	◎ねんきんネットを活用した資格調査 ・職権による資格更正	・ ねんきんネットの活用 などにより国保と社保の二重資格者が判明した場合に, 国保脱退届出の勧奨通知を送付 ・国保と社保の二重資格者が勧奨通知による手続きを行わない場合, 職権による国保資格喪失処理を実施

I 第2次計画の基本的な考え方

◎ 計画期間：平成25年度～平成34年度

1 基本理念の設定

「ともに支え合う、健康で幸せなまちづくり」の実現

※ 前計画の『「健康で幸せなまちづくり」の実現』に“ともに支え合う”を追加

2 基本目標の設定

基本理念の実現に向け、超高齢社会を迎えるに当たり、市民が支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会をつくるには、**健康寿命の延伸**が必要であるため、基本目標に設定する。

3 基本方向の設定

「市民の健康を取り巻く現状と課題」を踏まえ、基本目標の達成に向けた基本方向を設定する。

4 基本方向設定の理由

◎ 前計画の最終評価において、「身体活動・運動」分野の一層の推進や成人男性の肥満の改善の必要性などがみられたことや、依然として3大死因による年齢調整死亡率が全国を上回っていることなどから、生活習慣の改善を図り、生活習慣病の発症や重症化を予防する必要がある。
⇒ 基本方向1『生活習慣の改善』、基本方向2『生活習慣病の発症予防・重症化予防』を設定

◎ 少子高齢化、単身世帯の増加等の社会背景を踏まえ、将来を担う次世代の健康を支え、次世代における健康づくりを推進し、また、高齢化による生活機能の低下の抑制や、生活の質の向上のために高齢者の健康づくりを推進する必要がある。
⇒ 基本方向3『社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上』を設定

◎ 市民健康等意識調査の結果より、時間がなく健康づくりに取り組めない人や、身近な場所で健康づくりの機会がなく取り組めない人がいると考えられるため、健康づくりを支援する環境を整備する必要がある。
⇒ 基本方向4『健康を支え、守るための社会環境の整備』を設定

基本目標	基本方向	分野	主な取組状況
「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」を「健康寿命の延伸」を目指します。	基本方向1 生活習慣の改善 （市民の健康増進を形成・維持するための基本要素となる生活習慣を改善するために設定）	① 栄養・食生活	食育に関する出前講座やママパパ学級など妊産婦や親子を対象とした食生活講座の実施、生活習慣病等慢性疾患の病態に応じた 病態別栄養相談 の実施、ヘルシー地産地消メニューの開発・普及 等
		② 身体活動・運動	健康づくり推進組織による ウォーキングマップ の作成活用、保健センター等における 体力に応じた各種運動教室 の実施、学校で学級やグループ単位で 体力づくり を行う「 うつのみや元気っ子チャレンジ 」の実施 等
		③ 休養・こころの健康	自殺未遂者支援等の自殺予防・こころの健康づくり対策事業 等
		④ 歯・口腔の健康	30歳から5歳ごとの節目 に行う 歯科健診（歯周病検診） の実施、 訪問歯科診療推進事業 の実施、全身の健康維持と歯・口腔の健康関連性の情報提供、フッ化物塗布等子どものむし歯予防事業 等
		⑤ たばこ	たばこに関する出前講座 の実施、 たばこの害についての正しい知識の普及啓発 等
		⑥ アルコール	アルコールに関する出前講座 の実施、アルコール問題を抱える個人等に対する相談窓口の設置 等
	基本方向2 生活習慣病の発症予防・重症化予防 （NCD〔非感染性疾患〕に対処するため、一次予防に加えて、合併症や症状の進展などの重症化を予防するために設定）	⑦ NCD（非感染性疾患）	早朝健診、出前健診、協会けんぽ栃木支部との共催健診など受診しやすい環境整備 、地域や企業と協働で健診の普及啓発や受診勧奨を行う 健診PR応援事業 、保健師等が戸別に特定保健指導を行う 健診サポート事業 等
		⑦-1 循環器疾患	生活習慣病予防講座等の開催 等
		⑦-2 糖尿病	糖尿病予備群を含めた 糖尿病予防講座 や 糖尿病合併症予防講座 の開催、 健診サポート事業【再掲】 等
		⑦-3 がん	早朝健診、土日健診、託児付き検診など受診しやすい環境整備 、 乳・子宮・大腸がん検診の無料クーポン券発送 等による受診勧奨 等
		⑦-4 COPD（慢性閉塞性肺疾患）	禁煙外来一覧作成 など禁煙支援 等
基本方向3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上 （将来を担う次世代の健康を支えるため、また、高齢化による機能の低下を抑制し、生活の質の向上などを旨とするために設定）	⑧ 次世代の健康	食事のマナーや地産地消など 小中学校における食育の推進 、小中学校における 体力向上の取組の実践 等	
	⑨ 高齢者の健康	すべての高齢者を対象とした 介護予防教室 の開催、 介護予防教室終了後の自主活動グループ への活動支援 等	
基本方向4 健康を支え、守るための社会環境の整備 （社会全体で市民の健康づくりを支える必要があるため、また、健康づくりを支援する企業や団体の積極的な参加を促すために設定）	⑩ 地域のつながり・支え合い	健康づくり推進組織によるウォーキングマップの作成活用支援【再掲】 等	
	⑪ 企業・団体等の積極参加の促進	地域・職域連携推進協議会との連携 によるリーフレット作成や健康情報の提供、地域や企業と協働で健診の普及啓発や受診勧奨を行う 健診PR応援事業【再掲】 等	

II ライフステージの設定

1 設定の趣旨

市民がわかりやすく、取組を実践しやすいよう、ライフステージに応じた健康づくりの推進のため設定

①乳幼児期 (0歳～5歳)	②小学校期 (6歳～11歳)	③中学・高校期 (12歳～17歳)	④青年期 (18歳～39歳)	⑤壮年期 (40歳～64歳)	⑥高齢期 (65歳以上)
生活習慣の基礎が作られる時期	生活習慣が定着する時期	身体的・精神的な発達が最もめざましい時期	身体的な発達が完了し、体力の維持・増進が重要となる時期	身体機能が徐々に低下し、健康や体力への不安や生活習慣病の発症が増える時期	機能低下が身体の随所に現れ、個人個人の健康状態の差が大きくなる時期

2 ライフステージの設定における特徴

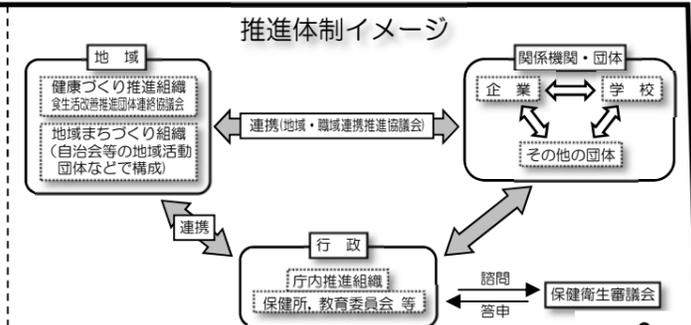
ライフステージごとに健康づくりに取り組む際のポイントを示す。

III 推進体制

1 第2次計画の推進体制の考え方

地域における健康づくり活動への参加人数は年間約28,000人にもものぼるが、依然として、自分の生活習慣をよく思う市民の割合が停滞しており、地域の健康づくり活動に参加する条件として「身近で参加できる」が多いことなどから、健康づくり推進員などを通して、今まで以上に市民に近い場所での健康づくり活動の推進が必要である。

また、忙しくて時間がなく、健康づくりに取り組めない市民もいることから、職域への連携をより一層強化し、職域での健康づくりを推進する必要がある。



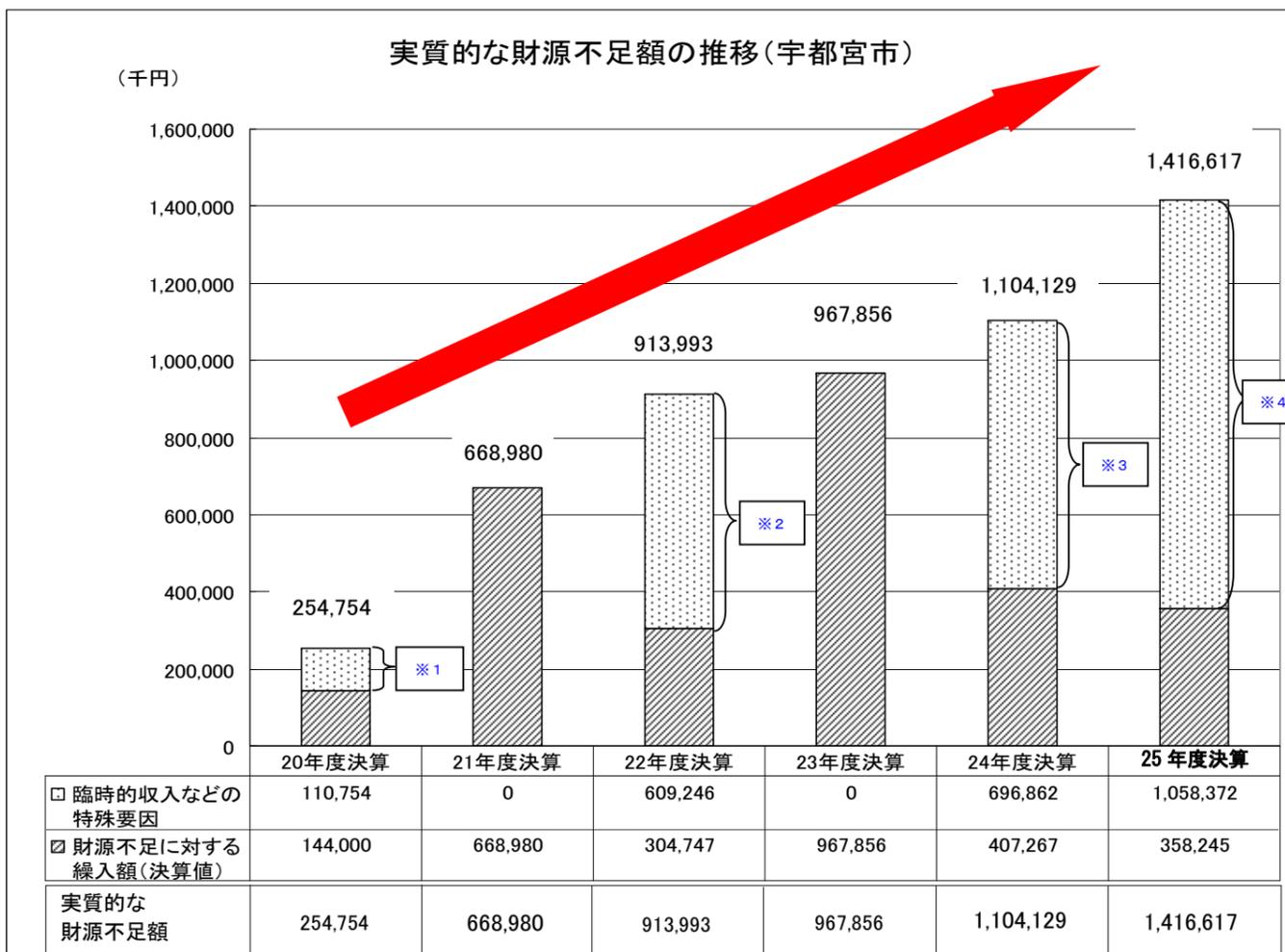
◆国保経営改革プランにおける目標の達成状況について

1 一般会計繰入金 ⇒目標は未達成であり、引き続き繰入金の削減に努める。

2 現年度収納率 ⇒目標を下回っており、引き続き収納率向上を図る。

《目標の達成状況》※国保経営改革プランの財源不足に対する繰入額目標値：330,000千円（毎年度）

《目標の達成状況》



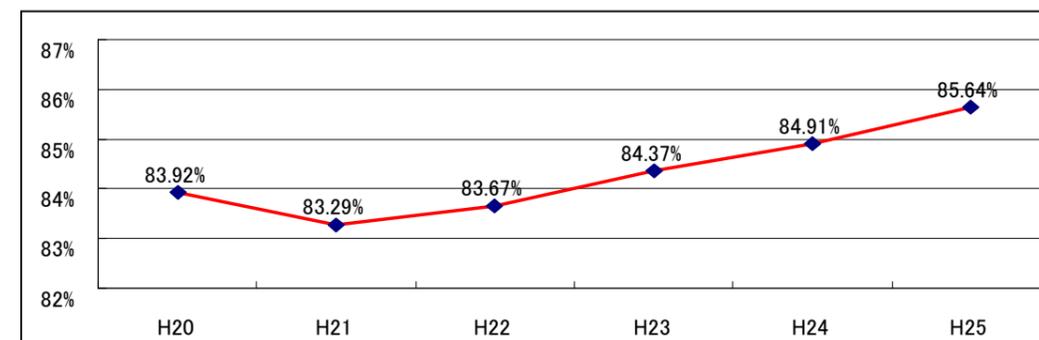
年度	目標	実績	目標
25年度	86.50%	85.64%	26年度 ※87.00%
(24年度)	86.50%	84.91%	

※国保経営改革プランの平成26年度における目標値は88.00%であるが、平成25年度国民健康保険運営協議会において、アクションプラン上の目標値を現状を踏まえ87.00%とした。

【参考】現年度収納率の推移

(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
現年度収納率	83.92	83.29	83.67	84.37	84.91	85.64



・実質的な財源不足額は年々増加しており、財源不足に対しては、20年度以降、一般会計からの繰入金により収支均衡を図っている。(図の斜線部分)

⇒20年度、22年度、24・25年度については、下記の特種要因(図の点線部分)により繰入金が少なくなった。

- 【20年度】・財源不足に対し国保給付基金を取り崩し
⇒基金取り崩しがなければ、財源不足額は+720,000千円…※1
- ・22年度に行われた後期高齢者支援金(20年度分)の精算で返戻あり
⇒精算がなければ、財源不足額は▲609,246千円…※1
- 【22年度】・後期高齢者支援金(20年度分)の精算で返戻あり
⇒返戻がなければ、財源不足額は+609,246千円…※2
- 【24年度・25年度】
・震災被災の保険者に対する国の財政支援あり
⇒財政支援がなければ、財源不足額はそれぞれ+696,862千円、+1,058,372千円…※3・4

・国保の構造的な問題などによる財政負担に対応するための繰入が必要であるが、引き続き収納率の向上や医療費の適正化など、保険者としての経営努力を最大限行い、繰入金の削減に努める。

- ・リーマンショック以降の景気変動等により、平成21年度に一旦減少した収納率は目標には及ばないものの、各種収納対策や差押の強化により、平成22年度以降の収納率は向上している。(21年度比で25年度は2.35ポイント向上)
- ・引き続き口座振替の加入促進や納税意識の高揚などに努めるとともに、電子納付など新たな納税環境の整備により、納期内納付を推進し、滞納の抑制に努める。(納期内納付の推進)
- ・滞納者に対しては、職員・納税催告センター・徴収嘱託員が分担及び連携し、あらゆる手段を講じて接触の機会を確保の上、納付資力を早期に見極め、納税指導の強化に努める。また、納付資力がある過年度分滞納者には、差押や搜索、公売などの滞納処分を厳正に執行するとともに、現年度分滞納者に対しても差押や換価を早期に実施するなど、より一層の滞納処分の強化を図る。(納税指導及び滞納処分の強化)

3 一人当たり医療費の増加率 ⇒目標は未達成であり、引き続き医療費適正化に努める。

- ①前期高齢者の一人当たり医療費は約473千円であり、65歳未満の被保険者と比較すると、2.3倍と大きい。
- ②被保険者総数は減少に転じているが、減少しているのは65歳未満の被保険者で、前期高齢者は年々増加しており、被保険者の年齢構成の高齢化が進行している。
- ③65歳未満の被保険者の医療費は被保険者数の減少により減少しているが、一人当たり医療費が高い前期高齢者の増加により、総医療費は増加している。(※)
- ④以上の状況から、国保全体での一人当たり医療費は、年々増加を続けている。

《目標達成状況》

	目標	実績		目標
25年度	2.25%	4.58%	⇒	26年度
(24年度)	2.25%	3.57%		2.25%

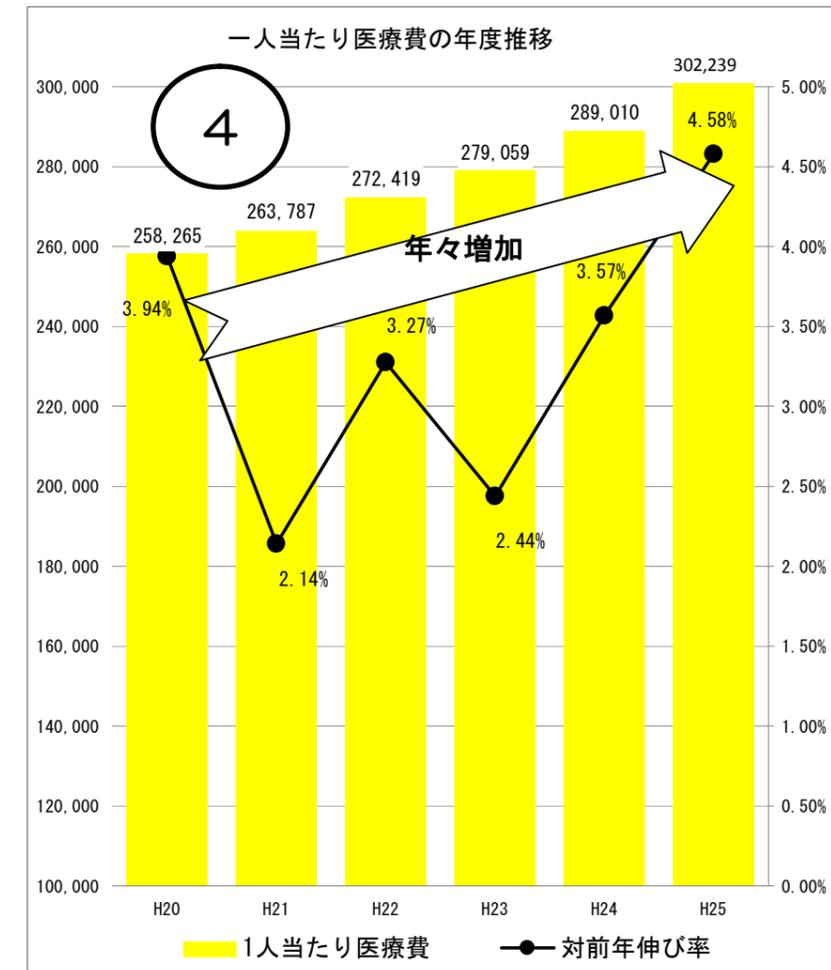
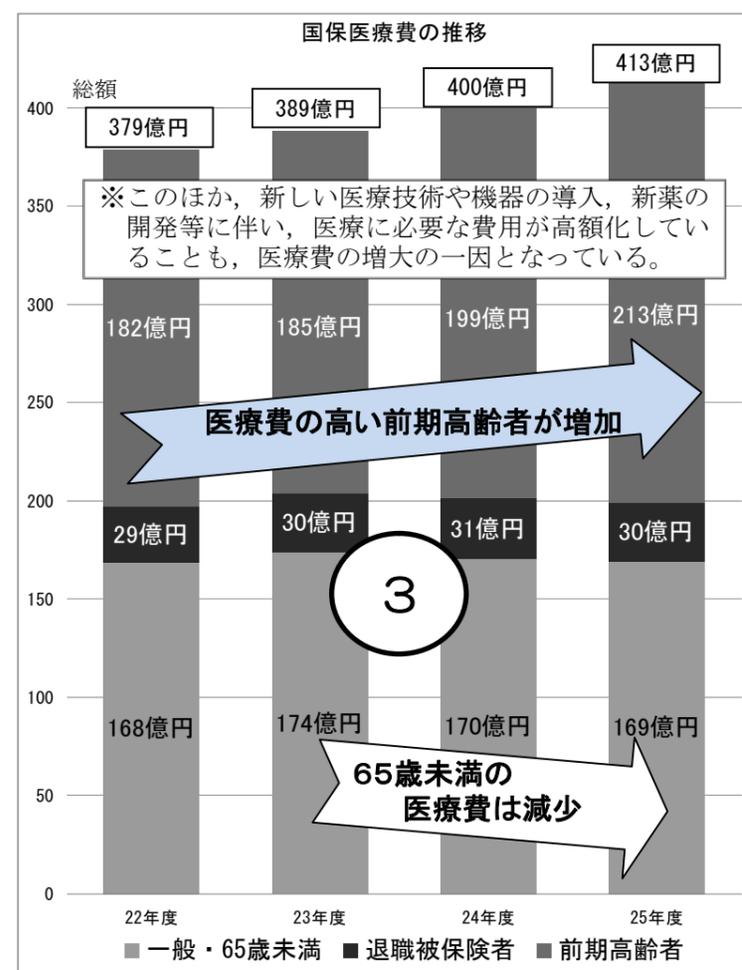
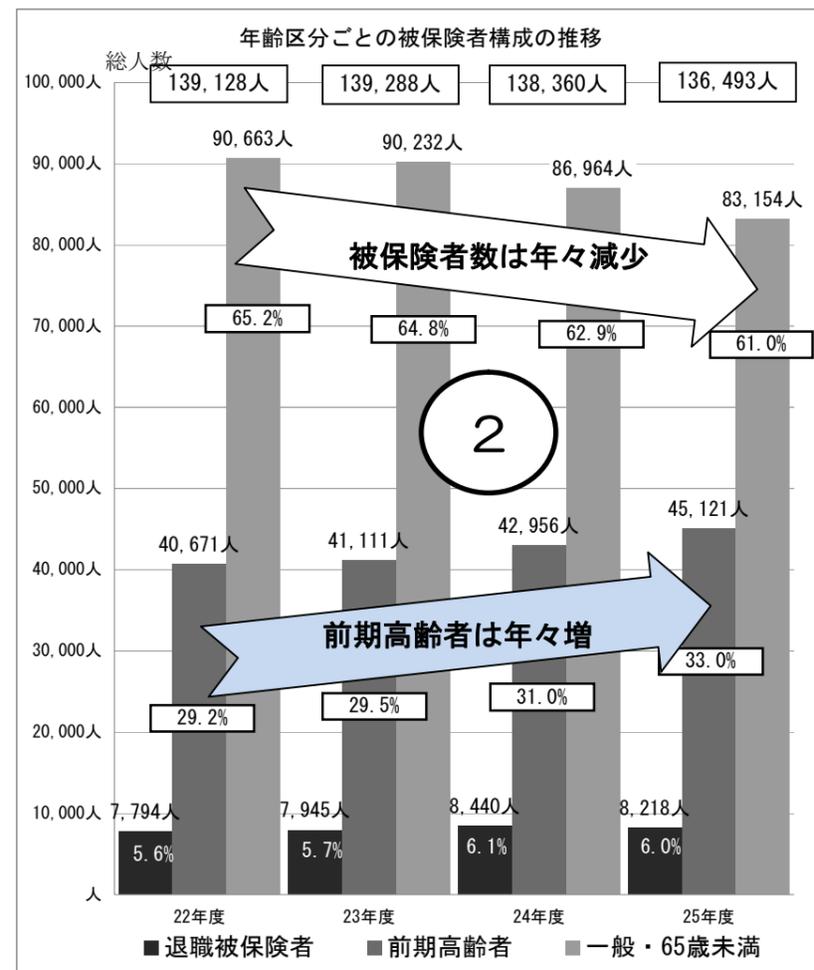
【参考】一人当たり医療費の年度推移（国保事業年報・国保事業月報から）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
一人当たり医療費の増加率	3.94%	2.14%	3.27%	2.44%	3.57%	4.58%
一人当たり医療費	258,265円	263,787円	272,419円	279,059円	289,010円	302,239円
内						
一般（65歳未満）	189,476円	180,747円	185,753円	192,522円	195,752円	203,426円
前期高齢者（65歳～74歳）	389,158円	431,029円	447,335円	448,917円	462,636円	472,817円
退職被保険者（主に60～64歳）	403,354円	384,767円	367,804円	382,939円	366,238円	365,512円

診療報酬改定状況

	22年度	24年度	26年度
全体	+0.19%	+0.004%	+0.10%
本体	+1.55%	+1.38%	+0.73%
薬価	△1.36%	△1.38%	△0.63%

1
2.3倍



・医療費適正化については、各種取組により一定の効果をあげている（ジェネリック医薬品差額通知の効果検証結果（年間削減効果額）：約23,000千円（H25）、レセプト点検の財政効果額：184,918千円（H25）等）ところであるが、高齢化が進行し医療費が増大する中で、国民皆保険を維持し、将来にわたり持続可能なものとするためには、医療費の適正化に資する施策により、その伸びを抑えていくことが必要であることから、①短期的に医療費削減効果が見込める施策（ジェネリック医薬品の普及促進、レセプト点検の強化等）とともに、疾病の予防や健康管理意識の啓発など、②中長期的な視点を持った施策（特定健康診査・特定保健指導の推進、保健事業の充実等）に継続的に取り組むことにより、適正化に努める。

【各種収納対策の取組別目標】

参考 2

No.	取組名	H25 取組実績 ※実績は12月時点	H26 取組実績 ※実績は12月時点	取組内容 ※下線はH27以降の新規・拡充内容	目標
1	◆口座振替加入促進	・新規加入件数：2,344件 (うち、ペイジー：377件)	【新規加入件数目標：3,100件】 ・新規加入件数：2,058件 (うち、ペイジー：247件)	【口座振替加入キャンペーンの実施】 ・ <u>キャンペーン期間を延長し</u> ，新規加入者に宇都宮の特産品等を抽選で贈呈し，加入を促進する。 拡充 【ペイジー口座振替受付サービスの活用】 ・本庁窓口や出先機関に出向き加入勧奨を行う。 ・周知・啓発を図るため，全自治会へ出先機関での口座振替受付臨時窓口開設の案内チラシを配布し周知する。 【口座振替申込書の送付】 ・納税催告センター文書催告時における口座振替勧奨チラシの同封 ・納税通知書及び更正通知書への同封 (送付回数増加) 拡充 【国保加入手続き時の窓口などにおける勧奨の強化】 ・本庁窓口で国保加入者に対し，口座振替申込用紙を交付，ペイジー口座受付サービスを活用し積極的に口座振替を案内する。	89.50% (H29 収納率)
2	◆納税環境の整備	・電子納付などによる納税環境の検討実施 ⇒ペイジー納付の導入やコンビニ納付の利用拡大(納期限後納付)等の導入について検討	・電子納付などによる納税環境の一部整備 ⇒ペイジー納付の一部導入実施。コンビニ納付の利用拡大に向けた環境整備(納期限後納付)	【電子納付などによる納税環境の整備】 ・ <u>ペイジー納付の導入(すべての納付書)</u> 新規 ・ <u>金融機関と連携したペイジー納付のPR</u> 新規 ・ <u>コンビニ納付の利用拡大(納付期限後納付)</u> 拡充	
3	◆納税催告センターの活用	・電話催告：架電件数 7,465件 (うち、接触件数 3,369件) ・文書催告：11,216件	・電話催告：架電件数 7,136件 (うち、接触件数 2,917件) ・文書催告：11,433件	【電話催告】 ・現年度滞納者への催告実施，夜間帯や <u>休日(催告回数増加)</u> の催告実施 【文書催告】 ・電話催告不在者への文書催告の実施 拡充	
4	◆電話催告	・架電件数：5,609件 ・納税約束指導件数：1,288件 ・納税約束指導金額：67,603千円	・架電件数：5,795件 ・納税約束指導件数：1,285件 ・納税約束指導金額：68,364千円	【職員による夜間等電話催告】 ・納税催告センターによる催告に応じない困難な滞納者に対して職員による電話催告を実施する。 ・現年度滞納者へも納付資力がある場合には滞納処分を前提とした納税指導を行い，強化を図る。	
5	◆臨戸訪問	・徴収金額：1,954千円 ・訪問件数：478件 (※すべて1月時点)	【徴収金額目標：3,000千円】 ・徴収金額実績：515千円 ・訪問件数：574件 (※すべて1月時点)	【職員による臨戸訪問の実施】 ・高額滞納者や対応困難な滞納者への訪問納税指導，生活実態調査(財産調査) ・金融機関への預金調査などに併せた効率的・効果的な臨戸訪問 ・全庁支援・部内支援による休日臨戸訪問	
6	◆文書催告の強化	・催告件数：11,095件(※1月時点) ・差押件数：544件(※1月時点) (うち、債権 517件) ・収納額：67,666千円(※1月時点)	【カラー催告件数目標：16,000件】 ・催告件数 11,115件(※1月時点) ・差押件数：583件(※1月時点) (うち、債権 578件) ・収納額：60,028千円(※1月時点) ・搜索件数：3件	【カラー催告の実施】 ・過年度からの滞納者のほか，現年度のみ滞納者に対し強化	
7	◆滞納処分の強化，特別収納対策室との連携	・特別収納対策室への移管状況 ⇒・移管件数：472件 ・差押件数：45件 (うち、債権 41件) ・収納額：23,796千円	・特別収納対策室への移管状況 ⇒・移管件数：465件 ・差押件数：19件 (うち、債権 21件) ・収納額：22,638千円	【差押の執行】 ・長期・高額滞納者に対する債権中心の差押の執行と換価の早期実施 ・現年度のみ滞納者に対する差押や換価の早期実施 【搜索及び公売の実施】 ・預貯金などの財産が不明な場合，滞納者宅への強制的な立ち入り調査(搜索)を行うとともに，差押財産の公売を実施する。 【特別収納対策室と連携した滞納処分】 ・長期・高額滞納の早期解消を図るため，引き続き，特別収納対策室と連携し，市税等と一体化した滞納処分を実施する。	
8	◆資格の適正化	・勧奨通知件数：145件 ・職権喪失件数：45件 (※すべて1月時点)	【勧奨通知件数目標：300件】 ・勧奨通知件数：215件 ・職権喪失件数：90件 (※すべて1月時点)	【二重資格の解消】 ・引き続き，年間を通じて「ねんきんネット」を活用し，国保と社保の二重資格者に届出勧奨と，職権による国保資格喪失処理を行う。 【啓発ちらしの配布】 ・ハローワーク，年金事務所，全国健康保険協会等の各種関係機関に配布する。 【居所不明調査の強化による居所不明者の解消】 ・現地調査等の強化，職権による資格喪失処理の積極的取組を行う。	
目標値		85.64% (H25 収納率実績)	87.00% (H26 収納率目標)	平成25年度から平成29年度までに上記の各種取組により収納率3.86%の向上を目指す。	

【各種医療費適正化策の取組別目標】

参考 3

項目		取組名 (※印は参考指標)	H25実績	H26実績(見込)	取組内容 ※下線はH27以降の新規・拡充内容	目標
A 短期的な効果が見込める取組	①	◆ジェネリック医薬品の普及促進	・使用率(新数量シェア): 50.2% ・差額通知による削減効果額: 23,000千円/年	・使用率(新数量シェア): 52.5% ・差額通知による削減効果額: 35,000千円/年	・国保の新規加入時, 及び被保険者証更新時における「ジェネリック医薬品お願いカード」の配布 ・ <u>ジェネリック医薬品差額通知の送付(3回/年)及び効果検証の実施</u> 拡充 ※年齢制限無, 1薬剤につき差額幅100円以上	・使用率(新数量シェア): 60%以上 ・差額通知送付による削減効果額: 35,000千円/年
	②	◆レセプト点検の推進	・年間削減額: 184,918千円	・年間削減額: 186,000千円	・効果的なレセプト点検の実施 ・療養費等の内容点検の強化(<u>柔整の申請書等の電子化による内容点検等</u>) 拡充	・年間削減額: 200,000千円
B 中長期的な効果を見込む取組	①	◆特定健康診査・特定保健指導の推進	・特定健康診査受診率: 25.3% ※1月末現在: 17.6% ・特定保健指導実施率: 8.8%	・特定健康診査受診率: 26.0% ※1月末現在: 18.6%	【特定健康診査受診の必要性の周知啓発】 ・受診券の個別送付, 広報紙・HP・国保だより・市有車へのマグネット広報貼付等 ・ <u>企業や健康づくり推進員と連携した健診PR応援事業の実施</u> 拡充 【受診しやすい環境整備】 ・身近な場所での地区巡回健診・出前健診, 働く世代への早朝・土日健診, 全国健康保険協会栃木支部との共催健診の実施 ・人間ドック・脳ドックや, がん健診と特定健康診査の同時受診の実施 ・医師会等の関係機関における実施の拡充 ・ <u>市民に利便性の高い健診予約システムの構築</u> 新規 【未受診者への勧奨】 ・ <u>未受診者の特性(年代や性別)に応じた効果的な個別勧奨通知の送付</u> 拡充 ・受診促進キャンペーンの実施 ・ <u>健診サポート事業の実施(健診未受診者及び保健指導未利用者への電話や訪問による勧奨)</u> 拡充 ・節目健診における特定保健指導利用勧奨 ・市保健センターの健康教育を活用した特定保健指導 ・結果説明会方式による特定保健指導の実施 新規	・特定健康診査受診率 60% ・特定保健指導実施率 60% ※国の目標値と整合を図り設定
	②	◆人間ドック・脳ドックの推進	・ドック受診者数: 2,986人 (うち同時受診者 2,700人)	・ドック受診者数: 3,050人 (うち同時受診者 2,800人)	・特定健康診査との同時受診の推進 ・ドック受診者に対する受診費用の助成	・受診者数: 年間約 3,100人
	③	◆健康づくり支援事業の推進	・健康づくり講演会: 入場者数 350人 ・職域保健との連携した健診啓発リーフレットの作成等	・健康づくり講演会: 入場者数 363人 ・職域保健との連携した健診啓発リーフレットの普及・活用等	・健康づくりや健康意識の高揚を図るため, 全国健康保険協会栃木支部との共催による健康づくり講演会の開催 ・職域保健と連携を図り, 働く世代の健康課題に対応した事業の実施(<u>リーフレットの作成</u> 拡充 , <u>講演会の開催</u> 新規)	—
	④	◆ヘルスプランうつのみや事業の推進	・糖尿病又は血糖値が高いが治療や取組をしていない人の割合: 男性⇒11% 女性⇒8% ※市民健康等意識調査(平成24年1月)	・糖尿病又は血糖値が高いが治療や取組をしていない人の割合: 男性⇒10% 女性⇒8%	【健診データやレセプトデータを活用した疾病・重症化予防対策の推進】 ・生活習慣病(糖尿病)の重症化予防に向けた <u>特定健康診査におけるHbA1c検査の必須化</u> 新規 , <u>医療機関への受診勧奨に向けた保健指導の強化</u> 拡充 , <u>糖尿病予防事業を活用した糖尿病予備群への事後フォローの実施</u> 新規 ・ <u>重複・多受診者に対し, 医療機関の適正受診に向けた保健指導の実施</u> 拡充	・糖尿病又は血糖値が高いが治療や取組をしていない人の割合: 男性⇒9% 女性⇒6% ※「健康うつのみや21」による目標値と整合を図り設定
	⑤	◆医療費通知の充実	・送付件数: 135,136件	・送付件数: 140,000件	・被保険者個人の健康管理と医療費抑制に資するため医療費通知の送付	—
目標値1	対前年比一人当たり医療費増加率	4.58% (H22~25年平均実績 3.47)	4.39% (H26.12時点)		2.25%	
目標値2	平成25年度比医療費総額の増加率	H21比 11.92%増 (H21) 369億円⇒(H25) 413億円	H25比 2.49%増 247億円(H26.12時点)		H25比 13.18%増	

報告第1号

国保アクションプラン26の取組状況と国保アクションプラン27の主な取組(案)について

1 保険税収納率の向上

施策	主な取組(平成26年度),実績 Plan Do	評価 Check	改善点,今後の方向性 Act	平成27年度の主な取組 Plan												
(1)口座振替の加入促進◎ ※ペイジー口座振替受付サービス キャッシュカードを携帯端末に通すだけで、簡単に口座振替の申込みができるサービス(通帳や通帳印不要)	新規加入件数【目標:3,100件】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12月末</th> <th>うち、 ペイジー</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度</td> <td>2,058件</td> <td>247件</td> <td>2,600件(見込)</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>2,344件</td> <td>377件</td> <td>2,846件</td> </tr> </tbody> </table> ※全体に占める口座振替者数の割合は増加している。 ※口座振替加入率 H25 34.3%→H26 35.0%(12月末現在)		12月末	うち、 ペイジー	実績	26年度	2,058件	247件	2,600件(見込)	25年度	2,344件	377件	2,846件	・目標達成は難しい状況であるが、各種取組によって口座振替加入率は上昇している。	・以下の取組により口座振替の加入を促進する。	【目標】新規加入 3,000件 (26年度見込比 400件増)
		12月末	うち、 ペイジー	実績												
	26年度	2,058件	247件	2,600件(見込)												
	25年度	2,344件	377件	2,846件												
	○国保加入手続き時の窓口などにおける勧奨の強化 ⇒本庁窓口での国保加入者に対し、口座振替申込書を交付、またはペイジー口座受付サービスを活用するなど、積極的に口座振替の勧奨を実施 (申込件数 226件 ※12月末現在) ⇒広報紙やホームページ(動画案内等)による周知啓発	・国保加入手続き時など被保険者が来庁する際に勧奨することで、加入者を確保することができた。 ・広報紙やホームページにより口座振替の周知を図ることができた。	・国保加入手続き時等における窓口での勧奨を積極的に実施する。 ・引き続き広報活動に取り組んでいく。	○窓口等での加入勧奨 ⇒国保加入手続きや納税相談時における勧奨 ⇒広報紙やホームページでの周知啓発												
○口座振替加入キャンペーンの実施 ⇒新規加入者に宇都宮の特産品を抽選で贈呈(7~8月)(期間中新規加入件数 1,101件)	・キャンペーン期間(7月~8月)の申込件数は新規加入件数のうち約4割を占めており、効果的な取組であった。	・口座振替加入の促進を図るため、より多くの加入者を確保できるよう、キャンペーン期間の改善を図る。	○口座振替加入キャンペーンの実施 ⇒抽選による記念品贈呈 ⇒ キャンペーン期間の拡大 拡充 ※前期(4月~6月),後期(7~9月)													
○ペイジー口座振替受付サービスの活用 ⇒ 出先機関での出張受付 拡充 ・申込 21件 相談 4件 ・17か所で実施(地域自治センター2か所,地区市民センター11か所,出張所4か所) ・出張受付については、納税通知書へのちらし同封,広報紙やホームページ,自治会回覧により周知 拡充	・前年度より出先機関を増やすとともに、周知・啓発を図るため、全自治会へ臨時窓口開設の案内ちらしを配布し、周知を図った結果、申込件数が増加した。	・ペイジー口座振替受付サービスの活用促進を図るため、引き続き、出先機関での出張受付の実施や周知・啓発を図る。	○ペイジー口座振替受付サービスの活用 ⇒より効果的な周知方法の検討 ⇒出先機関での出張受付の自治会回覧や広報紙,ホームページによる周知													
○口座振替申込書の送付 ⇒納税催告センター文書催告時における口座振替勧奨ちらしの同封 ⇒納税通知書,更正通知書への同封 <table border="1"> <thead> <tr> <th>同封する郵送物</th> <th>12月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初納税通知書</td> <td>47,127通</td> </tr> <tr> <td>毎月の国保税更正通知書</td> <td>14,406通</td> </tr> <tr> <td>納税催告センター文書催告</td> <td>2,598通</td> </tr> <tr> <td>拡充 口座振替勧奨通知</td> <td>1,138通</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65,269通</td> </tr> </tbody> </table>	同封する郵送物	12月末	当初納税通知書	47,127通	毎月の国保税更正通知書	14,406通	納税催告センター文書催告	2,598通	拡充 口座振替勧奨通知	1,138通	合計	65,269通	・口座振替未加入者を対象として、納税通知書,更正通知書に口座振替申込書を同封することにより、効率的な周知を図ることができた。 ・納税催告センターの文書催告を活用し、初期段階の滞納者に対する口座振替の周知を図ることができた。 ・キャンペーン期間中の口座振替勧奨通知の送付により効果的な勧奨を図ることができた。	・引き続き、口座振替未加入者を対象とした納税通知書等への口座振替申込書の同封を実施する。 ・引き続き、納税催告センターを活用し口座振替を推進していく。 ・キャンペーン期間の拡大に合わせて未加入者への口座振替勧奨通知の送付回数を増やす。	○口座振替申込書の送付 ⇒納税通知書及び更正通知書への同封 ⇒納税催告センター文書催告への同封 ⇒未加入者への加入勧奨通知の送付(1回→2回) 拡充	
同封する郵送物	12月末															
当初納税通知書	47,127通															
毎月の国保税更正通知書	14,406通															
納税催告センター文書催告	2,598通															
拡充 口座振替勧奨通知	1,138通															
合計	65,269通															

施策	主な取組（平成26年度） 実績 Plan Do	評価 Check	改善点、今後の方向性 Act	平成27年度の主な取組 Plan												
(2) 納税環境の整備◎	<p>○電子納付などによる納税環境の整備</p> <p>⇒ペイジー納付の一部導入※（平成27年1月から） ※再発行分の納付書 新規</p> <p>⇒コンビニ納付の利用拡大（納期限後納付分）に向けた環境整備（平成27年4月から） 拡充</p> <p>・システム改修、納付書様式変更に伴う対応</p>	<p>・納税者の利便性向上に資するペイジー納付の導入とコンビニ納付の利用拡大に対応できるよう、システム改修等を行い、平成27年4月からの稼働に向け環境整備を図ることができた。（ペイジー納付については、一部を1月から実施することができた。）</p>	<p>・ペイジー納付やコンビニ納付の利用拡大を図るため、市税と一体的に納税者に対する十分な周知を行い、利便性の向上につながるペイジー納付やコンビニ納付の利用促進を図っていく。</p>	<p>○電子納付などによる納税環境の整備</p> <p>⇒利用促進に向けた周知広報の強化（市税と一体的に広報紙やホームページ掲載等）</p> <p>⇒ペイジー納付の導入※ 新規</p> <p>※すべての納付書</p> <p>⇒金融機関と連携したペイジー納付のPR 新規</p> <p>⇒コンビニ納付の利用拡大 拡充</p>												
<p>(3) 納税催告センターの活用</p> <p>※現年度滞納者対象</p> <p>※納税催告センター 初期段階の現年度滞納者に対する電話催告や文書催告を、市税等と一体となって効率的かつ早期に実施することを目的とし、平成21年度に設置</p>	<p>○納税催告センターの電話催告</p> <p>⇒現年度滞納者に対する催告実施</p> <p>⇒夜間帯や休日の催告実施</p> <p>・平日電話催告（12時～20時）</p> <p>・休日電話催告（9時～17時、月2回）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>架電件数</th> <th>うち接触件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度</td> <td>7,136件</td> <td>2,917件</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>7,465件</td> <td>3,369件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年12月末現在</p>		架電件数	うち接触件数	26年度	7,136件	2,917件	25年度	7,465件	3,369件	<p>・前年度とほぼ同様の電話催告を実施することができたが、納付につながるためには、接触率が重要であることから、接触件数を高める必要がある。</p>	<p>・現年度滞納者への全件催告や接触件数を高めるため、夜間・休日等の電話催告の強化を図る。</p>	<p>○電話催告</p> <p>⇒現年度滞納者に対する催告実施</p> <p>⇒休日電話催告（月2回⇒月3回） 拡充</p>			
	架電件数	うち接触件数														
26年度	7,136件	2,917件														
25年度	7,465件	3,369件														
	<p>○文書催告の実施</p> <p>⇒電話催告の不在者及び電話番号不明者に対する文書催告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度</td> <td>11,433件</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>11,216件</td> </tr> </tbody> </table>		12月末	26年度	11,433件	25年度	11,216件	<p>・電話催告不在者などに対する文書催告の実施を徹底したことにより、催告件数は増加した。</p>	<p>・電話催告不在者などに対しては、引き続き文書催告を実施する。</p>	<p>○文書催告</p> <p>⇒電話催告不在者などに対する文書催告の実施</p>						
	12月末															
26年度	11,433件															
25年度	11,216件															
<p>(4) 電話催告（職員）</p> <p>※現年度滞納者対象</p>	<p>○職員による電話催告</p> <p>⇒現年度滞納者であっても納付資力がある場合には滞納処分を前提とした納税指導を行い、強化を図る。 拡充</p> <p>⇒実施月数を6か月とする。</p> <p>（4月、5月、10月、12月、1月、2月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>架電件数</th> <th>納税約束指導件数</th> <th>納税約束指導金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度</td> <td>5,795件</td> <td>1,285件</td> <td>68,364千円</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>5,609件</td> <td>1,288件</td> <td>67,603千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年12月末現在</p>		架電件数	納税約束指導件数	納税約束指導金額	26年度	5,795件	1,285件	68,364千円	25年度	5,609件	1,288件	67,603千円	<p>・現年度滞納者であっても滞納処分を前提とした納税指導を行ったことで、納付約束指導金額は、前年度を上回った。</p> <p>・納税催告センターと緊密に連携を図り、効果的な電話催告を実施することにより、早期納付や滞納の累積防止につなげることができた。</p>	<p>・引き続き、滞納処分を前提とした納税指導を実施する。</p> <p>・引き続き、納税催告センターとより一層の連携を図り、効果的な電話催告を実施する。</p>	<p>○職員による電話催告</p> <p>⇒現年度滞納者であっても納付資力がある場合には、滞納処分を前提とした納税指導を実施する。</p> <p>⇒納税催告センターとの連携強化を図りながら、滞納者に対して効果的な電話催告を実施する。</p>
	架電件数	納税約束指導件数	納税約束指導金額													
26年度	5,795件	1,285件	68,364千円													
25年度	5,609件	1,288件	67,603千円													

施 策	主な取組（平成 26 年度）, 実績 Plan Do	評 価 Check	改善点, 今後の方向性 Act	平成 27 年度の主な取組 Plan																			
(5) 臨戸訪問（職員）	<p>○職員による臨戸訪問の実施</p> <p>⇒高額滞納者や対応困難な滞納者に対する訪問納税指導, 生活実態調査（財産調査）の実施</p> <p>⇒金融機関への預金調査などに併せた効果的・効率的な臨戸訪問の実施</p> <p>⇒部内支援を得て, 初期段階の滞納者に対して, 休日に臨戸訪問の実施 （12月・1月に保健福祉部7課, 延べ52名が従事）</p> <p>※26年度の全庁支援については, 特別徴収事業所への勧奨を実施</p> <p>訪問件数・徴収金額 【目標：徴収金額 3,000 千円】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">1 月 末</th> <th colspan="2">実 績</th> </tr> <tr> <th>訪問件数</th> <th>徴収金額</th> <th>訪問件数</th> <th>徴収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>574 件</td> <td>515 千円</td> <td>600 件 (見込)</td> <td>1,500 千円 (見込)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>478 件</td> <td>1,954 千円</td> <td>537 件</td> <td>2,051 千円</td> </tr> </tbody> </table>		1 月 末		実 績		訪問件数	徴収金額	訪問件数	徴収金額	26	574 件	515 千円	600 件 (見込)	1,500 千円 (見込)	25	478 件	1,954 千円	537 件	2,051 千円	<p>・全庁支援による臨戸訪問が実施されな い中, 部内支援を得て, 休日臨戸訪問 を2回実施したことにより, 訪問件数 と徴収金額を確保することができた。</p>	<p>・納税意識の向上を図るため, 引き続 き全庁支援・部内支援などを得なが ら, 職員による臨戸訪問を実施し, 納税相談・指導, 生活状況の確認な どを行うとともに, 納付資力がある 場合には滞納処分を前提とした指導 を行っていく。</p>	<p>○職員による臨戸訪問の実施</p> <p>⇒高額滞納者や対応困難な滞納者に対す る訪問納税指導, 生活実態調査（財産 調査）を実施するとともに, 金融機関 への預金調査などに併せた効果的・効 率的な臨戸訪問を実施</p> <p>⇒全庁支援・部内支援による休日臨戸訪 問を実施（12月・1月に実施）</p> <p>【目標】徴収金額 2,000 千円 （26年度見込比 500千円増）</p>
	1 月 末		実 績																				
	訪問件数	徴収金額	訪問件数	徴収金額																			
26	574 件	515 千円	600 件 (見込)	1,500 千円 (見込)																			
25	478 件	1,954 千円	537 件	2,051 千円																			
(6) 文書催告（職員）◎	<p>○カラー催告の実施</p> <p>⇒過年度からの滞納者のほか, 現年度のみ滞納者に対し ても実施 拡充</p> <p>カラー催告件数【目標：16,000 件】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 月 末</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26 年度</td> <td>11,115 件</td> <td>14,000 件(見込)</td> </tr> <tr> <td>25 年度</td> <td>11,095 件</td> <td>13,418 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※カラー催告 滞納の状況に応じて, 段階的に文面を強化し, 色を変え た文書 [特別催告（青）, 差押警告（黄）, 差押予告（赤）]</p>		1 月 末	実 績	26 年度	11,115 件	14,000 件(見込)	25 年度	11,095 件	13,418 件	<p>・現年度のみ滞納者に対してもカラー 催告を実施し, 滞納繰越の未然防止に 努めた結果, 発送件数は前年度を若干 上回った。</p>	<p>・引き続き, 過年度からの滞納者への カラー催告を実施するとともに, 現 年度のみ滞納者へのカラー催告を 実施し, 滞納繰越の未然防止と早期 納付につなげる。</p>	<p>○カラー催告の実施</p> <p>⇒過年度からの滞納者のほか, 現年度のみ滞納者に対し実施</p> <p>【目標】カラー催告送付件数 15,000 件</p>										
	1 月 末	実 績																					
26 年度	11,115 件	14,000 件(見込)																					
25 年度	11,095 件	13,418 件																					

施 策	主な取組（平成 26 年度）, 実績 Plan Do	評 価 Check	改善点, 今後の方向性 Act	平成 27 年度の主な取組 Plan															
(7) 滞納処分の強化◎	<p>○差押の執行 ⇒長期・高額滞納者について、債権等の調査を徹底し、生活状況や納付資力等を見極めた上で、差押を執行</p> <p>差押件数・収納額</p> <table border="1" data-bbox="507 369 1077 617"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数 (うち債権)</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26 年度</td> <td>583 件 (578 件)</td> <td>60,028 千円</td> </tr> <tr> <td>25 年度</td> <td>544 件 (517 件)</td> <td>67,666 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年 1 月末現在 ※債権：預貯金、生命保険、給与等</p> <p>○搜索・公売の実施 新規 ⇒滞納整理の新たな手法として、搜索を 3 件実施、うち 2 件で動産の差押を執行し、現在公売を実施中 ※主な差押物件：ゴルフセット、腕時計、バッグ、サングラスなど計 4 7 点</p>		件数 (うち債権)	収納額	26 年度	583 件 (578 件)	60,028 千円	25 年度	544 件 (517 件)	67,666 千円	<ul style="list-style-type: none"> 長期・高額滞納者について、換価性の高い債権の調査徹底と、差押の早期化により滞納処分を強化した結果、差押件数は増加した。 差押の早期化を図り、滞納が累積する前に執行したことから、収納額については減少している。 今年度から新たな手法として、搜索・公売を実施した結果、換価価値のある財産の発見や、生活状況の把握に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、長期・高額滞納者について、換価性の高い債権を中心とした差押や、搜索等を行うとともに、現年度のみ滞納者に対しても早期に差押を執行し、滞納の早期解消を図る。 引き続き、搜索、公売を実施し、換価価値のある財産の発見や、生活状況の把握に繋げる。 	<p>○差押の執行 ⇒納付資力があるにもかかわらず、納付や相談のない長期・高額滞納者に対する差押の執行と換価の早期実施 ⇒現年度のみ滞納者に対する差押や換価の早期実施</p> <p>○搜索・公売の実施 ⇒長期・高額滞納者で、換価価値のある財産が不明な場合等には、搜索や公売を実施する。</p>						
	件数 (うち債権)	収納額																	
26 年度	583 件 (578 件)	60,028 千円																	
25 年度	544 件 (517 件)	67,666 千円																	
(8) 特別収納対策室との連携 ※特別収納対策室 長期・高額滞納者に対する滞納処分を、市税等と一体的に行うことを目的とし、平成 22 年度に設置	<p>○特別収納対策室と連携した滞納処分 ⇒市税等と一体化した差押</p> <p>特別収納対策室への移管状況</p> <table border="1" data-bbox="507 1150 1219 1398"> <thead> <tr> <th></th> <th>移管 件数</th> <th>昨年までに 差押え済</th> <th>差押え件数 (うち債権)</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26 年度</td> <td>465 件</td> <td>205 件</td> <td>22 件 (19 件)</td> <td>22,638 千円</td> </tr> <tr> <td>25 年度</td> <td>472 件</td> <td>203 件</td> <td>45 件 (41 件)</td> <td>23,796 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年 12 月末現在 ※移管基準：1 年以上納付・相談がなく、50 万円以上滞納</p>		移管 件数	昨年までに 差押え済	差押え件数 (うち債権)	収納額	26 年度	465 件	205 件	22 件 (19 件)	22,638 千円	25 年度	472 件	203 件	45 件 (41 件)	23,796 千円	<p>これまでの、市税等と一体化した財産調査の徹底や滞納処分の強化の結果、長期・高額滞納者が減少し、移管件数、差押件数とも減となっているが、収納額は一定の額を確保している。</p>	<p>引き続き、特別収納対策室との連携を図る。</p>	<p>○特別収納対策室と連携した滞納処分 ⇒市税等と一体化した差押の実施</p>
	移管 件数	昨年までに 差押え済	差押え件数 (うち債権)	収納額															
26 年度	465 件	205 件	22 件 (19 件)	22,638 千円															
25 年度	472 件	203 件	45 件 (41 件)	23,796 千円															

施 策	主な取組（平成 26 年度），実績 Plan Do	評 価 Check	改善点，今後の方向性 Act	平成 27 年度の主な取組 Plan									
(9) 資格の適正化 (二重資格の解消)	<p>○二重資格の解消 ⇒「ねんきんネット」の情報に基づく国保脱退勧奨者について，届出がなくても職権による国保資格喪失を行う。 (平成 25 年 10 月から実施) 拡充</p> <p>職権による国保資格喪失処理件数 1 月末現在 90 件（年度末見込み 120 件）</p> <p>⇒「ねんきんネット」の情報を活用し，社会保険加入の可能性のある者に対して，国保脱退届出の勧奨通知を送付する。</p> <p>勧奨通知件数</p> <table border="1" data-bbox="581 653 1062 779"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 月末</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26 年度</td> <td>215 件</td> <td>250 件(見込)</td> </tr> <tr> <td>25 年度</td> <td>145 件</td> <td>176 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ねんきんネット 年金被保険者の加入状況等の情報を管理する日本年金機構のオンラインシステム</p>		1 月末	実績	26 年度	215 件	250 件(見込)	25 年度	145 件	176 件	<p>・「ねんきんネット」を活用した国保脱退勧奨を年間を通じて実施したことにより通知件数が増大し，職権による国保資格喪失により，二重資格の解消が効果的に図れた。</p>	<p>・引き続き「ねんきんネット」を活用し，二重資格解消のための届出勧奨と職権処理を行う。</p>	<p>○二重資格の解消 ⇒「ねんきんネット」を活用した届出勧奨と職権処理の実施</p>
	1 月末	実績											
26 年度	215 件	250 件(見込)											
25 年度	145 件	176 件											
(10) 資格証明書・短期被保険者証の交付	<p>○資格証明書・短期被保険者証の交付</p> <table border="1" data-bbox="507 1020 1071 1146"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格証明書</th> <th>短期被保険者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26 年度</td> <td>3,623 件</td> <td>2,760 件</td> </tr> <tr> <td>25 年度</td> <td>3,969 件</td> <td>2,811 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度 10 月 1 日現在（保険証更新時）</p>		資格証明書	短期被保険者証	26 年度	3,623 件	2,760 件	25 年度	3,969 件	2,811 件	<p>・資格証明書，短期被保険者証の交付については，電話催告や各種文書催告書の送付，職員による臨戸訪問等により，納税相談の機会の確保に最大限努力，納付状況に応じ適切に交付を行った。</p>	<p>・資格証明書，短期被保険者証の交付により滞納者との接触の機会を確保し，滞納の事情把握や納税相談を実施しながら，引き続き，状況に応じた適切な交付を行う。</p>	<p>○資格証明書・短期被保険者証の交付 ⇒臨戸訪問，相談業務，実態調査により接触の機会を確保し，適切に資格証明書，短期被保険者証を交付する。</p>
	資格証明書	短期被保険者証											
26 年度	3,623 件	2,760 件											
25 年度	3,969 件	2,811 件											

施 策	主な取組 (平成 26 年度), 実績			評 価	改善点, 今後の方向性	平成 27 年度の主な取組	
	Plan	Do		Check	Act	Plan	
《計画の目標値》	12月末現在	目標	見込 (実績)				
現年度収納率	26年度 64.12%	87.00%	87.00%	⇒	目標 27年度 88.00%		
	25年度 63.62%	86.50%	85.64%				
	【参 考】現年度収納率の推移 (単位: %)						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)
現年度収納率	83.92	83.29	83.67	84.37	84.91	85.64	87.00
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・目標収納率を達成するため、各種収納対策や差押の強化に取り組み、平成22年度以降の収納率は向上している。 </div>						

2 医療費の適正化

施策	主な取組（平成26年度）、実績 Plan Do	評価 Check	改善点、今後の方向性 Act	平成27年度の主な取組 Plan												
(12) ジェネリック医薬品の普及促進◎	<p>○ジェネリック医薬品差額通知の送付及び効果検証を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付件数</th> <th>削減効果額</th> <th>使用率 (新数量シェア)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度 (見込)</td> <td>27,827件</td> <td>約35,000千円</td> <td>52.5%</td> </tr> <tr> <td>25年度 (実績)</td> <td>15,636件</td> <td>約23,000千円</td> <td>50.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ジェネリック医薬品差額通知 拡充</p> <p>①対象年齢 18歳以上 ⇒ 制限撤廃 ②差額(月) 300円以上 ⇒ 100円以上 ③発送時期 3か月毎(年4回) ⇒4か月毎(年3回)</p>		送付件数	削減効果額	使用率 (新数量シェア)	26年度 (見込)	27,827件	約35,000千円	52.5%	25年度 (実績)	15,636件	約23,000千円	50.2%	<p>・ジェネリック医薬品差額通知の対象年齢や発送回数の見直しなど、より効果的な通知としたことにより、年間削減効果額は約35,000千円が見込まれ、使用率も年々伸びていることから、ジェネリック医薬品の普及促進が効果的に図られた。</p>	<p>・差額通知については、ジェネリック医薬品の更なる普及促進に向けて、引き続き実施する。</p>	<p>○ジェネリック医薬品差額通知及び効果検証の実施</p> <p>⇒27,000件/年 【目標】削減効果額：35,000千円 使用率（新数量シェア）：55%</p>
		送付件数	削減効果額	使用率 (新数量シェア)												
26年度 (見込)	27,827件	約35,000千円	52.5%													
25年度 (実績)	15,636件	約23,000千円	50.2%													
<p>○周知広報</p> <p>・「お願いカード」の配付（国保加入手続き時） ・国保日より、ホームページによる周知 新規</p>	<p>・「お願いカード」の配付や国保日より、ホームページにより周知を図ることができ、ジェネリック医薬品差額通知とともにジェネリック医薬品の普及促進に効果があった。</p>	<p>・引き続き「お願いカード」や広報紙、ホームページによる周知を実施する。</p>	<p>○周知広報</p> <p>・「お願いカード」の配付 ※新規加入時、被保険者証更新時における一斉送付（3年毎） ・広報紙、ホームページによる周知</p>													
(13) レセプト点検の推進◎	<p>○レセプト点検 【目標：財政効果額 200,000千円】</p> <p>・実施体制 点検員：医療事務資格を有する嘱託職員7名</p> <p>・レセプト点検による効果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総点検数</th> <th>過誤調整件数</th> <th>財政効果額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度 (見込)</td> <td>2,030千件</td> <td>16,500件</td> <td>186,000千円</td> </tr> <tr> <td>25年度 (実績)</td> <td>2,023千件</td> <td>15,515件</td> <td>184,918千円</td> </tr> </tbody> </table>		総点検数	過誤調整件数	財政効果額	26年度 (見込)	2,030千件	16,500件	186,000千円	25年度 (実績)	2,023千件	15,515件	184,918千円	<p>・<u>医科と介護保険利用者の突合点検、医科と施設入所者の突合点検の実施により適正給付が図られた。</u></p> <p>・<u>療養費については、医科と柔整の突合点検の実施により、適正給付が図られた。</u></p> <p>⇒過誤調整件数、財政効果額ともに、増加する見込み。</p>	<p>・引き続き効果的なレセプト点検に取り組むとともに、療養費（柔道整復師・はり・きゅう・あんま・マッサージ）について、内容点検を強化し、適正給付に努める。</p>	<p>○レセプト点検の推進</p> <p>⇒これまでの取組に加え、<u>国保連が予定している柔整の申請書等の電子化により、点検の効率化が図れることから、より詳細な縦覧点検や施術部位点検等の内容点検を強化する。</u> 拡充</p> <p>【目標】財政効果額 200,000千円</p>
	総点検数	過誤調整件数	財政効果額													
26年度 (見込)	2,030千件	16,500件	186,000千円													
25年度 (実績)	2,023千件	15,515件	184,918千円													

3 保健事業の充実

施策	主な取組（平成26年度）、実績 Plan Do	評価 Check	改善点、今後の方向性 Act	平成27年度の主な取組 Plan									
(14) 特定健康診査・特定保健指導の推進◎ 【特定健康診査】	【特定健康診査】 ◆特定健康診査受診率【目標：40%】 <table border="1" data-bbox="540 369 1080 495"> <thead> <tr> <th></th> <th>1月末</th> <th>見込（実績）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度</td> <td>18.6%</td> <td>26.0%</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>17.6%</td> <td>25.3% ※</td> </tr> </tbody> </table> ※25年度は確定値		1月末	見込（実績）	26年度	18.6%	26.0%	25年度	17.6%	25.3% ※	【特定健康診査】 ・様々な媒体による周知啓発や、地区巡回健診等、身近な場所での受診機会の拡大のほか、未受診者の特性に応じた効果的な勧奨通知の送付などにより、特定健康診査の受診者数は毎年少しずつ伸びており、受診率は向上しつつある。	【特定健康診査】 ・以下の取組により受診率の向上を図る。	【特定健康診査】 【目標】 特定健康診査受診率 50%
		1月末	見込（実績）										
26年度	18.6%	26.0%											
25年度	17.6%	25.3% ※											
○様々な媒体による周知啓発 ・広報うつのみや（年2回/4月・11月） ・国保だより（年2回/7月・9月） ・ポスター掲示（随時/医療機関等） ・周知啓発文言入り封筒の使用（随時） ・市有車へのマグネット広告掲載 新規 ・栃木県によるラジオ広報（9月） 新規 ・国保連によるラジオ広報や新聞広報（10月） <hr/> ○未受診者対策の強化 ・未受診者への受診勧奨通知の送付 ⇒働く世代の受診率が低いことから、平成26年度未受診のうち、40歳から64歳を対象に、未受診者の特性に応じた勧奨を実施 送付件数：40,301件 ・受診促進キャンペーンの実施 ⇒受診者に健康グッズ等を抽選で贈呈 当選者35名に対し応募者250名 （1月末現在） ・健診PR応援事業 新規 ⇒健康づくり推進員等と連携した健診の普及啓発や、健診受診者に対する商品割引等の特典サービスを提供する企業等の募集・周知	・国保だよりなど、紙媒体での広報直後には、受診に関する問い合わせや、健診の申込みが増えた。 ・また、特定健康診査は全ての保険者に義務付けられた健診であることから、マスメディアによる広報を栃木県や国保連と連携し、県内一斉に実施することで、効果的に周知啓発を行なうことができた。 <hr/> ・年代や性別、未受診者の特性に応じた勧奨通知を送付することで、受診喚起につながる効果的な勧奨ができ、受診の仕方等についての問合せを受けた。 ・1月末現在のキャンペーン応募件数が250名となっており、受診喚起に一定の効果があった。 ・健診受診者への特典サービスの提供店舗として、市内飲食店やスポーツクラブ等、20企業、43店舗の登録を得ることができたことから、企業と行政が一体となり社会全体で健康づくりを推進していく機運醸成や、健診への受診喚起につながる効果が期待できる。	・引き続き受診喚起に向け、関係団体とも連携し、あらゆる機会を捉えて周知啓発を図る。 <hr/> ・引き続き、未受診者の特性に応じた効果的な勧奨通知を送付する。 ・受診喚起に向け、引き続き実施する。 ・健診未受診者への受診喚起につながるよう、引き続き事業の周知を図るとともに、健診PR応援企業のさらなる拡大を図る。	○様々な媒体による周知啓発 ・広報うつのみや（年2回/5月・11月） ・国保だより（年2回/7月・9月） ・ポスター掲示（随時/医療機関等） ・周知啓発文言入り封筒の使用（随時） ・市有車へのマグネット広告掲載 ・栃木県によるラジオ広報 ・国保連によるラジオ広報や新聞広報 ・国保連による受診啓発のための横断幕の掲示（5月 ※JR 駅西口） 新規 <hr/> ○未受診者対策の強化 ・未受診者への受診勧奨通知の送付 ⇒未受診者の特性に応じた効果的な勧奨通知を送付 拡充 ・受診促進キャンペーンの実施 ⇒魅力ある健康グッズを景品としてキャンペーンを実施する。 ・健診PR応援事業 拡充 ⇒事業の周知・啓発 ⇒健診PR応援企業の拡大										

施策	主な取組 (平成 26 年度), 実績 Plan Do	評価 Check	改善点, 今後の方向性 Act	平成 27 年度の主な取組 Plan																				
(14) 特定健康診査・ 特定保健指導の 推進◎ 【特定健康診査】	○受診機会の拡充 新規 ・人間ドック・脳ドック健診との同時受診 (12 月末現在: 2,100 名 ⇒人間ドック: 1,995 名/脳ドック: 105 名) ・地区巡回健診等の実施回数の拡充 (384 回予定) ・早朝健診 (年 2 回/7 月: 49 名・9 月: 35 名) ・出前健診 (JA 宇都宮北部支部 9 月: 28 名 宮の原地区健康づくり推進員 11 月: 31 名 ニュー富士見団地自治会 11 月: 61 名) ・全国健康保険協会栃木支部との共催健診 (年 4 回/8 月: 43 名 11 月: 44 名 12 月: 44 名 2 月予定 定員 50 名)	・人間ドックについては, 約 9 割が同時受診者であり, 脳ドックの同時受診者については約 5 割となっている。 ・地区巡回健診, 出前健診については, ニーズに応じて, 実施回数を拡充したほか, 早朝健診, 出前健診, 全国健康保険協会栃木支部との共催健診についても, 受診者が昨年度を上回ることが見込まれる。	・人間ドック・脳ドックについては, さらに同時受診が進むよう, 引き続き広報紙や国保だより等様々な媒体を活用し周知を図る。 ・身近な地域における受診機会を拡充し, 受診率向上につなげるため, 早朝健診, 出前健診, 全国健康保険協会栃木支部との共催健診を引き続き実施する。 ・受診率を向上させるため, 更なる受診機会の拡充を図る。	○受診機会の拡充 ・人間ドック・脳ドック健診との同時受診 ・地区巡回健診 ・早朝健診 ・出前健診 ・全国健康保険協会栃木支部との共催健診 ・市民に利便性の高い健診予約システムの構築 新規																				
(14) 特定健康診査・ 特定保健指導の 推進◎ 【特定保健指導】	【特定保健指導】 ・特定保健指導実施率【目標: 40%】 ※保健指導に要する期間が 6 か月かかるため, 現時点で実施率は算定できない 平成 25 年度特定保健指導実施率 8.8% ※確定値 参考: 初回面接終了者 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1 月末初回面接終了者</td> </tr> <tr> <td>26 年度</td> <td>131 人 (うち健診サポート分 81 人)</td> </tr> <tr> <td>25 年度</td> <td>80 人 (うち健診サポート分 30 人)</td> </tr> </table>		1 月末初回面接終了者	26 年度	131 人 (うち健診サポート分 81 人)	25 年度	80 人 (うち健診サポート分 30 人)	【特定保健指導】 ・実施手法の改善や, 健診サポート事業により, 保健指導の利用者は毎年着実に伸びており, 実施率は向上している。	【特定保健指導】 ・以下の取組により受診率の向上を図る。	【特定保健指導】 【目標】特定保健指導実施率 50%														
	1 月末初回面接終了者																							
26 年度	131 人 (うち健診サポート分 81 人)																							
25 年度	80 人 (うち健診サポート分 30 人)																							
	○実施環境の整備 ・健診サポート事業の実施 ⇒管理栄養士等の特定保健指導の実施資格を持つ者が, 特定保健指導未利用者に対して, 電話による受診勧奨, 訪問による受診勧奨や特定保健指導 (動機付け支援) を行う。 非常勤嘱託職員 (管理栄養士 3 名・看護師 1 名) で実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保健指導対象者数</th> <th>電話架電による勧奨</th> <th>訪問による勧奨</th> <th>特定保健指導実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動機づけ支援</td> <td>1,364 名</td> <td>1,087 名</td> <td>67 名</td> <td>81 名</td> </tr> <tr> <td>積極的支援</td> <td>427 名</td> <td>308 名</td> <td>26 名</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,791 名</td> <td>1,395 名</td> <td>93 名</td> <td>81 名</td> </tr> </tbody> </table> ※平成 27 年 1 月末現在 ※特定保健指導実施者数は初回・中間の実施者を含む。		保健指導対象者数	電話架電による勧奨	訪問による勧奨	特定保健指導実施	動機づけ支援	1,364 名	1,087 名	67 名	81 名	積極的支援	427 名	308 名	26 名	二	合計	1,791 名	1,395 名	93 名	81 名	・特定保健指導対象者のうち電話や訪問による利用勧奨を 83.1% に実施し, そのうち, 81 名に対し特定保健指導 (動機付け支援) を実施したことから, 実施率向上に効果があった。	・健診サポート事業を引き続き実施するとともに, 今まで実施してきた「動機づけ支援」対象者への特定保健指導に加え, 「積極的支援」の対象者へも特定保健指導を実施する。	・健診サポート事業の実施 ⇒特定保健指導未利用者への利用勧奨 ⇒特定保健指導 (動機づけ, 積極的) の実施 拡充
	保健指導対象者数	電話架電による勧奨	訪問による勧奨	特定保健指導実施																				
動機づけ支援	1,364 名	1,087 名	67 名	81 名																				
積極的支援	427 名	308 名	26 名	二																				
合計	1,791 名	1,395 名	93 名	81 名																				

施策	主な取組（平成26年度）、実績 Plan Do	評価 Check	改善点、今後の方向性 Act	平成27年度の主な取組 Plan												
(14) 特定健康診査・特定保健指導の推進◎ 【特定保健指導】	<ul style="list-style-type: none"> 市保健センターの健康教育を活用した特定保健指導 新規 ⇒市保健センターで実施している健康教育や健康相談の一部を特定保健指導対象事業として実施 <table border="1" data-bbox="507 409 973 604"> <tr> <td></td> <td>特定保健指導実施</td> </tr> <tr> <td>動機づけ支援</td> <td>11名</td> </tr> <tr> <td>積極的支援</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12名</td> </tr> </table> <p>※1月末現在 ※特定保健指導実施者数は初回・中間・最終の実施者を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> 節目健診における特定保健指導利用勧奨（モデル事業） 新規 ⇒健診当日に、特定保健指導の対象となる可能性のある方に、保健指導の利用勧奨を実施 ⇒節目健診受診者全員に生活習慣病予防の必要性を周知 <p>【会場での利用勧奨の実施状況】</p> <table border="1" data-bbox="578 1024 774 1203"> <tr> <td>利用勧奨者数</td> </tr> <tr> <td>302名</td> </tr> </table> <p>平成27年1月末時点</p>		特定保健指導実施	動機づけ支援	11名	積極的支援	1名	合計	12名	利用勧奨者数	302名	<ul style="list-style-type: none"> 本市における健康づくりの拠点である保健センターを活用することにより、12名の特定保健指導を実施することができたところであるが、今後、さらなる実施者数の増加を図るため、利用促進に向けた周知を強化することが必要である。 節目健診当日に特定保健指導の利用勧奨を行うことにより、対象者の健康意識の醸成とともに、保健指導の利用の必要性を周知することができた。 特定保健指導の利用勧奨は健診受診時に行うことが効率的であることから、対象者を指導に確実につなげていくための手法を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施率の向上のため、特定保健指導の利用勧奨時に、積極的に周知を行う。 引き続き、特定保健指導の利用向上に向けて、利用勧奨を実施する。 保健指導の確実な利用に向けた誘導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターの健康教育を活用した特定保健指導の実施 ⇒更なる利用促進のため、利用勧奨時における周知の強化 節目健診等における特定保健指導利用勧奨（モデル事業） ⇒更なる利用促進のため、利用勧奨時における周知を強化する。 ⇒結果説明会方式による特定保健指導の実施 新規 		
	特定保健指導実施															
動機づけ支援	11名															
積極的支援	1名															
合計	12名															
利用勧奨者数																
302名																
(15) 人間ドック健診・脳ドック健診の推進	<p>○人間ドック・脳ドックの推進 ⇒広報紙（年6回）、国保だより（年2回）、ホームページ掲載等</p> <p>受診者数【目標：3,300人】</p> <table border="1" data-bbox="540 1451 1098 1696"> <thead> <tr> <th></th> <th>人間ドック</th> <th>脳ドック</th> <th>見込（実績）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度（見込）</td> <td>2,750名</td> <td>300名</td> <td>3,050名</td> </tr> <tr> <td>25年度（実績）</td> <td>2,707名</td> <td>279名</td> <td>2,986名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成額 10,000円（ドックと特定健康診査を同時受診する場合は15,745円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 脳ドックと特定健康診査の同時受診を実施 新規 		人間ドック	脳ドック	見込（実績）	26年度（見込）	2,750名	300名	3,050名	25年度（実績）	2,707名	279名	2,986名	<ul style="list-style-type: none"> 隔月で広報紙により周知を図る等、受診勧奨を行っており、受診者については前年度と同程度となる見込である。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、広報紙や国保だより等様々な媒体を活用し受診を促進する。 	<p>○人間ドック・脳ドックの推進 ⇒広報紙（年6回）、国保だより（年2回）、ホームページ掲載等</p> <p>【目標】 受診者数 3,100人</p>
	人間ドック	脳ドック	見込（実績）													
26年度（見込）	2,750名	300名	3,050名													
25年度（実績）	2,707名	279名	2,986名													

施 策	主な取組（平成 26 年度）、実績 P l a n D o	評 価 C h e c k	改善点、今後の方向性 A c t	平成 27 年度の主な取組 P l a n
(16)健康づくり支援事業の推進	<p>○健康づくり講演会を実施（全国健康保険協会との共催）</p> <p>日時：11月15日（土） 会場：宇都宮市文化会館小ホール 講師・内容： ・日本生活習慣病予防協会理事長 池田義雄 「タニタ式・生活習慣病のチェック&ケア」 ・料理学校校長 浜内千波 「健康で笑顔ある毎日は、食生活から」 来場者：363人（うち 国保 237人）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり講演会には、募集定員（国保分）の250名を大幅に超える395名の応募があり、被保険者のニーズにあった講演会であった。 生活習慣病の実態や予防対策、食生活におけるチェックポイント等について、啓発することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、被保険者の健康づくりや健康意識の高揚に資するため、全国健康保険協会栃木支部と協力して講演会を開催する。 	<p>○健康づくり講演会の開催 （全国健康保険協会栃木支部との共催）</p>
<p>※宇都宮市地域・職域連携推進協議会</p> <p>国保連、協会けんぽなどの地域保健・職域保健の関係が情報共有・交換し、連携事業を企画・実施することを目的とし、平成25年8月に設置</p>	<p>○宇都宮市地域・職域連携推進協議会による事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「働くひとの健診ガイド」の配布・普及活用 新規 ⇒平出・瑞穂野工業団地に立地する事業所195社に配布 新たな連携事業の検討 新規 ⇒各事業所の健康管理担当者向けに、働く世代に共通する健康課題や保険者への健診結果の提出方法、健診の事後指導の実施方法について周知・啓発するためのリーフレット作成に着手 	<ul style="list-style-type: none"> 「働くひとの健診ガイド」については、市内工業団地への配布により、従業員で国保に加入している人に特定健康診査の普及啓発を行なうことができた。 保険者が抱える受診率向上の課題に対する取組として、各事業所の健康管理担当者向けに、保険者への健診結果の提出方法や事後指導の実施方法についての啓発リーフレットの作成を協議会事業とすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 作成したリーフレットの活用を図り、引き続き職域保健と地域保健が連携を図り、事業所への働きかけを強化していく必要がある。 	<p>○宇都宮市地域・職域連携推進協議会による事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所向けリーフレットの配布・普及活用 拡充 事業主や各事業所の健康管理担当者等を対象とした健康づくりに関する講演会を開催する。 新規

施 策	主な取組（平成 26 年度），実績 Plan Do	評 価 Check	改善点，今後の方向性 Act	平成 27 年度の主な取組 Plan
(17)ヘルスプランうつの みや事業の推進◎	<p>○多受診・重複受診者への保健指導 新規 ⇒「多受診・重複受診者」に対し， 文書，電話，訪問による保健指導を実施する。</p> <p>※多受診 一月に複数の医療機関の通院日 数が合計 15 日以上となる通院を 3 か月以上継続</p> <p>※重複受診 同一疾病で複数の医療機関への 通院を 3 か月以上継続</p> <p>・指導実績（1 月末現在） ⇒対象者：12 名 指導件数：延べ 27 回</p> <p>○糖尿病重症化予防事業 新規 ⇒特定健康診査の血糖検査の結果，数値が糖尿病 領域にあり，医療機関の受診を必要とするにも 関わらず，未受診となっている者に対し，受診 勧奨のため，文書，電話，訪問による保健指導 を実施する。</p> <p>*糖尿病領域 空腹時血糖 126mg/dl 以上 HbA1c6.5%以上</p> <p>・指導実績（1 月末現在） ⇒対象者：53 名 指導件数：延べ 81 回</p>	<p>・多受診・重複受診者への保健指導については，重 複服薬の疑いがある者の保健指導を中心に実施し た。受診行動の改善が持続しないケースが多いこ とから，引き続き粘り強く保健指導を行なう必要 がある。</p> <p>・糖尿病重症化予防事業については，文書や電話， 訪問による保健指導により，特定健康診査の血糖 検査の数値が糖尿病領域の対象者に保健指導を実 施することができた。</p>	<p>・多受診・重複受診者への保健指導 ⇒重複服薬以外の対象者へ保健指導 を実施する。</p> <p>・糖尿病重症化予防事業 ⇒糖尿病の重症化リスクを判定し， 検査精度を高めるとともに，医療 機関の早期受診が必要な者に対 し，確実に治療につなげることが できるよう，継続した保健指導を 行なう。</p>	<p>○多受診・重複受診者への保健指導 ⇒多受診・重複受診者に対し，引き続 き，保健指導を実施する。 【目標】指導件数 延べ 35 回</p> <p>○糖尿病重症化予防事業 ⇒重症化リスクの判定精度を高めるた め，特定健康診査の血糖検査に，Hb 新規 A1c 検査を必須化するとともに，医 療機関の受診が必要な対象者への受診 勧奨に向けた保健指導を強化する。 ⇒また，上記検査項目の必須化により， 新規 糖尿病の発症リスクのある者について も，本市の糖尿病予防事業を活用した フォローを実施する。 【目標】指導件数 延べ 200 回</p>

《計画の目標値》

1人当たり医療費の増加率

	目標	実績※	目標
26年度	2.25%	4.39%	27年度
25年度	2.25%	4.90%	2.25%

※12月末(3月～9月診療分)実績

国保経営改革プランでの目標
27年度 2.25%

診療報酬改定状況

	22年度	24年度	26年度
全体	+0.19%	+0.004%	+0.10%
本体	+1.55%	+1.38%	+0.73%
薬価	△1.36%	△1.38%	△0.63%

【参考1】被保険者の年度推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度※	25年度※
被保険者全体	139,865人	139,128人	139,288人	138,360人	136,493人	133,219人	135,611人
内 一般(65歳未満)	92,134人	90,663人	90,232人	86,964人	83,154人	78,682人	81,778人
内 前期高齢者(65歳～74歳)	40,192人	40,671人	41,111人	42,956人	45,121人	47,927人	45,702人
内 退職被保険者(主に60～64歳)	7,539人	7,794人	7,945人	8,440人	8,218人	6,610人	8,131人

※12月末(9月診療分)実績

【参考2】一人当たり医療費の年度推移(国保事業年報・国保事業月報から)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度※	25年度※
1人当たり医療費の増加率	2.14%	3.27%	2.44%	3.57%	4.58%	4.39%	4.90%
一人当たり医療費	263,787円	272,419円	279,059円	289,010円	302,239円	185,338円	177,540円
内 一般(65歳未満)	180,747円	185,753円	192,522円	195,752円	203,426円	127,531円	123,769円
内 前期高齢者(65歳～74歳)	431,029円	447,335円	448,917円	462,636円	472,817円	275,057円	268,256円
内 退職被保険者(主に60～64歳)	384,767円	367,804円	382,939円	366,238円	365,512円	222,923円	208,451円

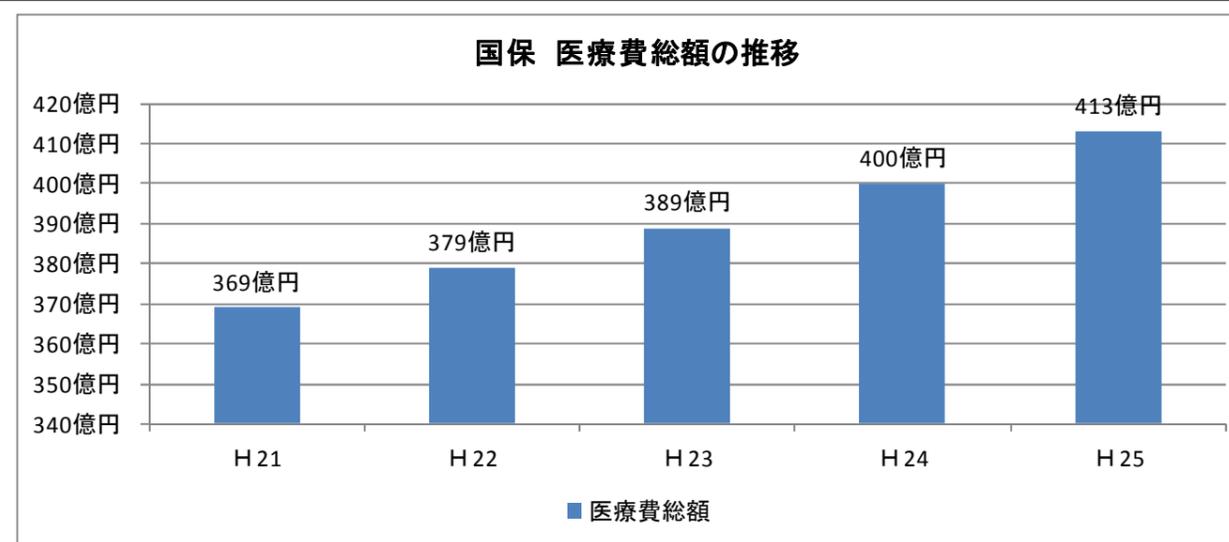
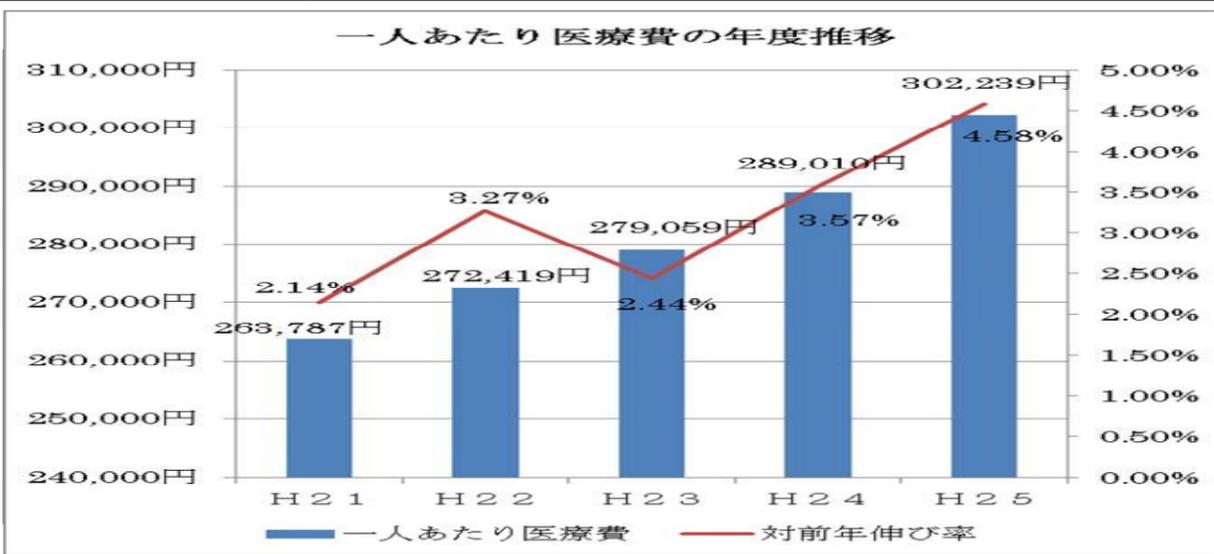
※3月～9月診療分実績

【参考3】医療費総額の年度推移(国保事業年報・国保事業月報から)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度※	25年度※
医療費総額の増加率	2.79%	2.71%	2.64%	2.83%	3.25%	2.07%	3.43%
医療費総額	369億円	379億円	389億円	400億円	413億円	247億円	241億円
内 一般(65歳未満)	167億円	168億円	174億円	170億円	169億円	100億円	101億円
内 前期高齢者(65歳～74歳)	173億円	182億円	185億円	199億円	213億円	132億円	123億円
内 退職被保険者(主に60～64歳)	29億円	29億円	30億円	31億円	30億円	15億円	15億円

※3月～9月診療分実績

- ① 被保険者全体は減少しているが、減少しているのは65歳未満の被保険者で、前期高齢者は年々増加しており、被保険者の年齢構成の高齢化が進行している。
- ② 平成26年度の9月診療分までの前期高齢者の一人当たり医療費は約275千円であり、65歳未満の被保険者と比較すると、2.2倍と大きい。
- ③ 65歳未満の被保険者の医療費総額は被保険者数の減少により減少しているが、一人当たり医療費が高い前期高齢者の増加により、医療費総額は増加している。



報告第2号

平成27年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要について

【歳出】

(単位：百万円)

項目	平成27年度 予算案	前年度予算	前年比	増減率	主な増減	主な内容
総務費	772	744	28	3.8%	・国民健康保険新システム開発委託料の増 約23	・職員給与費 ・保険者事務共同電算処理費 ・一般事務費 ・賦課徴収費
保険給付費	36,000	34,833	1,167	3.3%	・一般被保険者の医療給付費の増 約1,465 ・退職被保険者等の医療給付費の減 △約283	[医療給付費] ・療養給付費 ・療養費 ・高額療養費 など [その他] ・出産育児一時金 ・葬祭費 ・審査支払手数料 など
後期高齢者支援金等	7,635	7,564	71	0.9%	・後期高齢者支援金の増に伴う増	・後期高齢者医療制度に対する支援金
介護納付金	3,158	3,201	△43	△1.4%	・介護納付金の減に伴う減	・介護保険制度に対する納付金
共同事業拠出金	12,642	5,802	6,840	117.9%	・高額医療費共同事業拠出金の増 約20 ・保険財政共同安定化事業拠出金の増 約6,820	・高額な医療費の発生による医療費の急激な変動の緩和や保険財政の安定化を図るため、県内市町が共同で実施している再保険制度への拠出金 ※保険財政共同安定化事業は、制度改正に伴い、平成27年度より対象が1件1円以上の全ての医療費に変更 ⇒平成26年度までは、1件300千円を超える医療費が対象
保健事業費	341	269	72	26.8%	・特定健康診査等事業費の増 約73	・特定健康診査等 ※糖尿病の発症・重症化を予防するため、平成27年度より「HbA1c」検査を必須化 ・人間ドック・脳ドック受診補助 ・医療費通知、後発医薬品差額通知
その他	75	98	△23	△23.7%		・保険税還付金、還付加算金 など
計	60,623	52,511	8,112	15.4%		

【歳入】

(単位：百万円)

項目	平成27年度 予算案	前年度予算	前年比	増減率	主な増減	主な内容
国民健康保険税	13,004	12,944	60	0.5%	・現年度分収納額の増 約84 ・過年度分収納額の減 △約24	【税率等】 ・医療費分 所得割6.36% 均等割25,900円 平等割19,000円 賦課限度額510,000円 ・後期高齢者支援金分 所得割2.55% 均等割 9,800円 平等割 7,200円 賦課限度額160,000円 ・介護納付金分 所得割2.07% 均等割10,500円 平等割 6,400円 賦課限度額140,000円 ※後期高齢者支援金分及び介護納付金分の賦課限度額は、平成27年度より改正
国県支出金	15,497	15,398	99	0.6%	・一般被保険者の医療給付費の増に伴う増	・療養給付費等負担金（国） ⇒ 一般被保険者医療給付費等の32%相当額 ・財政調整交付金（国） ⇒ 一般被保険者医療給付費等の9%相当額 ・財政調整交付金（県） ⇒ 一般被保険者医療給付費等の9%相当額 ・高額医療費共同事業負担金（国、県） ⇒ 高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1
療養給付費等交付金	1,907	2,225	△ 318	△ 14.3%	・退職被保険者の医療給付費の減に伴う減	・退職被保険者分の医療給付費等に係る交付金
前期高齢者交付金	12,480	11,630	850	7.3%	・前期高齢者数の増に伴う増	・前期高齢者の財政調整制度に係る交付金
共同事業交付金	12,640	5,800	6,840	117.9%	・高額医療費共同事業交付金の増 約20 ・保険財政共同安定化事業交付金の増 約6,820	・高額医療費共同事業交付金 ⇒ 1件800千円を超える医療費が対象 ・保険財政共同安定化事業交付金 ⇒ 1件1円以上の全ての医療費が対象 ※制度改正に伴い、平成27年度より変更 平成26年度までは、1件300千円を超える医療費が対象
繰入金	4,954	4,368	586	13.4%	・保険基盤安定繰入金の増 約686 ・その他一般会計繰入金(法定内)の増 約36 ・その他一般会計繰入金(法定外)の減 △約136	・保険基盤安定繰入金 *保険税軽減に対する県・市からの補填（保険税軽減分） *保険税軽減対象の低所得者数に応じた、国・県・市からの補填（保険者支援分） ※保険者支援分は、社会保障の充実策として平成27年度より拡充 ・その他一般会計繰入金（法定内） ⇒ 事務費関係（職員給与費、事務費）等 ・その他一般会計繰入金（法定外） ⇒ 市の福祉施策によるもの（医療費の現物給付実施による国庫補助減額分 等） ⇒ 国の医療保険制度改革や無所得者が多いといった国保制度の構造的な問題などによる財政負担に対応するための繰入 *特定健康診査・特定保健指導費 *失業者の保険税軽減分 *滞納率の高い無所得者の保険税滞納相当分 等
その他	141	146	△ 5	△ 3.3%		・延滞金、第三者納付金
計	60,623	52,511	8,112	15.4%		